

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外視察）	
議員名 日本維新の会 小林誠	
年 月 日	2024 年 5 月 7 日から 5 月 8 日
政務活動先	5/7 室蘭市 生活環境部 地域生活課 室蘭市 教育委員会 5/8 白老町 政策推進課・アイヌ政策推進室
政務活動の目的	5/7 小中学校の適正配置計画について・町内会活性化について 5/8 人権・アイヌ政策推進交付金の活用策について
相手方	5/7 室蘭市 生活環境部地域生活課・中野茂樹課長 教育委員会 船橋晶 総務課長 5/8 白老町 政策推進課 太田誠課長 鶴澤友寿主幹
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	① 町における人権擁護への継続的な取り組み状況、アイヌ民族の誇りが尊重される社会実現に向けた文化振興策、そして多岐にわたるアイヌ関連施策の推進状況について、「白老生活館」にて多角的に調査・確認を行いました。重要な論点として、アイヌ政策推進交付金が、文化伝承活動、人材育成、地域産業への波及効果等に、具体的にどのように効果的に配分・活用されているのか、その実績や課題、今後の計画についてヒアリングと意見交換を実施しました。関係各所との緊密な連携体制の重要性や、地域の実情に即した柔軟かつ戦略的な交付金活用方法について深い理解を得るとともに、今後の施策展開に向けた貴重な示唆を得ることができました。 ② 室蘭市の小中学校適正配置計画について、町の活性化という観点から第四次計画の必要性を調査しました。第三次計画後も加速する少子化や校舎老朽化は、教育環境の質低下を招くだけでなく、町の持続可能性そのものを揺るがす喫緊の課題である。第四次計画による学校の集約・再編は、これらの課題に対応し、限られた財源（税金や人的資源）をより効果的に配分・活用することを可能にする。これにより、安全で魅力的な教育環境を整備・維持し、子育て世代の定住促進や転入を促す基盤を強化できる。さらに、適正配置によって生み出される余剰施設や土地は、地域交流拠点、福祉施設、新たな産業用地など、町の活性化に資する多様な用途への転換が期待される。教育環境の最適化は、町の将来的な活力創出と魅力向上に直結する不可欠な投資であると認識。当初計画で見通しが甘かったようにも見受けられた。このような事例を通して奈良県で今後推し進められる学校の適正配置の計画を吟味していく。 ③ 室蘭市の「町内会・自治会活性化基本方針」について調査した。本方針は、多くの地域で課題となっている加入率の低下、役員の高齢化、担い手不足といった現状を踏まえ、地域コミュニティの基盤である町内会・自治会の持続可能性を確保し、その活動を支援することを目的としている。方針では、これらの組織が地域防災、防犯、環境美化、福祉（見守り活動等）、住民交流促進など、地域社会で果たす多様かつ重要な役割を再評価。市として、運営に関する情報提供や相談体制の充実、活動経費の一部補助といった財政的支援、活動のデジタル化（ICT活用）支援、多様な世代や属性の住民が参加しやすい環境整備などを推進すること

	で、組織の自律性を尊重しながら活性化を後押しする姿勢を明確にしている。県内では珍しい推進事例として学び、生かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	新千歳	ピーチ航空会社	関空から新千歳を往復	19,570 円	210
	宿泊費	10,000 円	内訳:		214
	合計 29,570 円 (すべて政務活動費)				
備考	添付資料：研修資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

2024年4月吉日

全国若手議員の会 会員各位

北海道若手議員の会

会長 山谷 芳則

北海道ブロック 5月研修会@室蘭・白老のご案内

早春の候、議員各位にはますますご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、この度下記の通り 室蘭・白老 研修会を開催する運びとなりました。GW 明けの何かとお忙しい時期とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

日付	時間	内容
5月7日(火)	14:00 ～ 17:00	【研修1@室蘭市】地域の抱える課題の共有と意見交換会 テーマ①「学校の適正配置について」 講師：室蘭市 教育委員会 総務課長 船橋 晶 氏 テーマ②「自治会活性化について」 講師：室蘭市 生活環境部 地域生活課長 中野 茂樹 氏
5月8日(水)	10:00 ～ 11:30	【研修2@白老町】アイヌ文化振興、アイヌ施策について テーマ「アイヌ政策推進交付金の活用策について」 講師：白老町 政策推進課 課長 太田 誠 氏 主幹 鶴澤 友寿 氏

● 研修会会場

【研修1】室ガス文化センター 4F 小会議室3号（室蘭市幸町6-23）

【研修2】新白老生活館（白老町高砂町2丁目3-36）

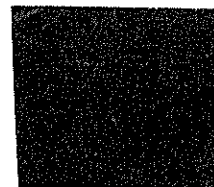
● お問い合わせ先

南川 達彦（室蘭市議会） Tel：  Mail： 

以上

研修会の出欠は、4月30日(火)までに右のQRコードからお願いいたします。

※URLは 



室蘭市教育委員会

〒051-8511 北海道室蘭市幸町1番2号
TEL(0143)22-5101 FAX(0143)22-6602
MAIL 



Murooran

室蘭が好き。みんなで創る、住み続けたい



Murooran

室蘭が好き。みんなで創る、住み続けたいまち

総務課長

船橋 晶

FUNAHASHI AKIRA

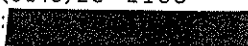
室蘭市生活環境部
地域生活課

課長 中野 茂樹

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

tel (0143)25-2380

fax (0143)23-2133

e-mail: 



白老町議会議員
議会運営委員会委員長
総務文教常任委員会委員

佐藤 雄大

Sato

Yudai

〒059-0914 白老郡白老町栄町1丁目4番21号(自宅)
〒059-0995 白老郡白老町大町1丁目1番1号(議会事務局)
携帯:080-1881-8359 E-mail: 

先住民族「アイヌ」の歴史と文化がいまつくまち
UPOPOY (National Ainu Museum and Park) in Shiraoi



北海道 白老町

政策推進課 アイヌ政策推進室
主幹

う ざわ とも ひさ
鵜 澤 友 寿

〒059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
TEL(0144)82-7739(直通)/FAX(0144)82-4391
E-mail: 

先住民族「アイヌ」の歴史と文化がいまつくまち
UPOPOY (National Ainu Museum and Park) in Shiraoi



北海道 白老町

政策推進課

課長 太田 誠

〒059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
TEL:0144-82-8213 FAX:0144-82-4391
E-mail: 

先住民族「アイヌ」の歴史と文化がいまつくまち
UPOPOY (National Ainu Museum and Park) in Shiraoi

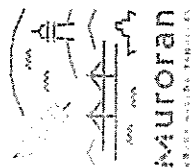
第5回

全国若手助産師の会 北見道ノロック

5月研修会@室蘭・日本赤十字会

「小中学校の通正地区科面について」

【資料】



室蘭市教育委員会

町内会活性化の取り組みについて

令和6年5月7日

室蘭市 生活環境部 地域生活課

室蘭市

町内会・自治会活性化基本方針

令和5年3月



室 蘭 市

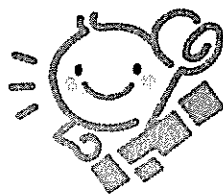
第 1 1 号様式 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (県外視察)

会派・議員名 日本維新の会 小林誠

年 月 日	2024 年 7 月 11 日から 7 月 12 日				
政務活動先	7/11 九州大学水素エネルギー国際研究センター 7/12 福岡市庁舎				
政務活動の目的	7/11 水素エネルギー社会への取組と現状・水素の利活用について 7/12 福岡市の DX の取組について 7/12 自治体と議会の DX～官民連携から活用を考える				
相手方	7/11 水素エネルギー国際研究センター 西原正道 7/12 福岡市 総務企画局 DX 戦略部 7/12 佃飯肥社中 代表取締役 崎田恭平				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	① 社会実証：伊都キャンパス内に水素ステーションを設置し、燃料電池自動車（FCV）の運用や水素供給の実証や一般市民向けに水素エネルギーの普及啓発を目的としたショールームを設置。これらの取り組みを通じて、奈良県知事が推し進める水素エネルギーの普及と実用化の可能性を学び政策提言に生かしていく。 ② 2023 年 6 月福岡市は「福岡市 DX 戦略」を策定。行政手続きのオンライン化やリモート窓口の導入（公民館と区役所窓口をビデオ通話）、DX デザイナーの活用など先進的な取り組みを学び、人口増加や社会経済の変化、デジタル技術の進化に対応し、誰もがデジタル化の恩恵を実感できる奈良県の実現に向けて、実践的な導入事例の把握や設計手法を学び生かしていく活動を行う。 ③ 自治体 DX は、行政の効率化と住民サービスの向上を目的に、オンライン手続きや AI 活用などを進める取り組みです。議会 DX も、ペーパーレス化や会議の配信、政策立案へのデータ活用などにより、透明性と効率性を高めています。これらを効果的に進めるためには、民間企業と行政の連携をどのような手法で実現できるのかを学び生かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	九州大学	JR	大阪駅から博多駅まで	15,080 円	216
	帰路	JR	博多駅から法隆寺駅まで	16,440 円	217
	宿泊費	12,100 円	内訳:		218
	合計	43,620 円	(すべて政務活動費)		
備考	添付資料：研修資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



令和6年5月吉日

全国若手議員の会 会員各位

九州若手議員の会 会長
福井 崇郎（福岡県福津市）

九州ブロック研修会&OB との交流会@福岡市のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当会の活動に対しまして、格別のご高配とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今回は、「自治体における次世代技術の活用を考える」というテーマで、下記の通り研修会を企画いたしました。1 日目は九州大学にて水素エネルギーの自治体導入の可能性を考える講演と施設見学を行います。2 日目は前日南市長の崎田恭平氏をはじめ民間事業者をお招きし、自治体 DX と議会 DX をどう活用していくのか会員の皆様とともに考える場に行きます。また午後からは、福岡市の自治体 DX 推進の取り組みをお聞きます。

1 日目の研修後には、OB の方々との懇親会も企画しております。現役会員と OB との親睦も深めていきます。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ぜひご参加をお願いいたします。

敬具

記

開催日：2024年7月11日（木）～7月12日（金）

場所：福岡市内（西区、中央区）

参加資格：現役会員及び会員対象者、OB

申込方法：Google フォーム→

申込締切：6/16（日）正午

◎日程・研修内容

研修テーマ「自治体における次世代技術の活用の可能性を考える」

○1日目 7月11日（木）

【研修①】14：00～15：45

「水素エネルギーの自治体導入の可能性を考える＋水素センター施設見学」

講師：九州大学水素エネルギー国際研究センター 教授 西原正通

場所：九州大学 伊都キャンパス（福岡県福岡市西区元岡）

HY30 水素エネルギー国際研究センター棟「水素社会ショールーム」

※施設の見学等の関係上、20名までの参加となります。

【懇親会】OB との交流会

時間：18：00～

場所：天神・博多エリアで計画中

会費：5,000円

○2日目 7月12日(金)

【研修②】9:30～11:30

「どう進める!?自治体DXと議会DX～民間連携から活用の可能性を考える～」

講師：崎田 恭平氏（前日南市長、株式会社 飢肥社中 代表取締役）

パネルディスカッション 10:30～11:30

●モデレーター：高嶋和代（元大分朝日放送アナウンサー、（一社）DST 事務局長）

○パネリスト①：ライフイズテック株式会社 取締役 讃井康智

○パネリスト②：株式会社メドレー

○パネリスト③：崎田恭平氏（前日南市長、株式会社 飢肥社中 代表取締役）

場所：福岡市役所 議会棟7階、第1第2応接室

※希望者は、【研修②】終了後、福岡市議会の議場見学が可能です。

【研修③】13:30～15:00（予定）

「新時代における福岡市の行政DX戦略を知る」

講師：福岡市総務企画局DX戦略部（仮）

場所：福岡市役所 議会棟7階、第1第2応接室

※宿泊は各自でご予約ください。

【ご参加される方へ重要なお願い】

Google フォームにて参加申し込みをされましたら速やかに以下オープンチャットに入室してください。

九州研修参加者連絡オープンチャット(LINE 機能)↓↓↓

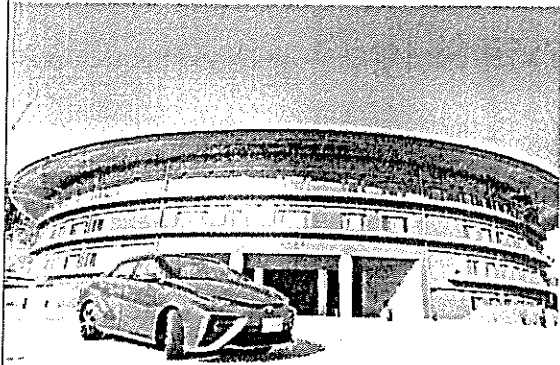
「2024.7 若手議員の会九州ブロック研修@福岡市 参加者オープンチャット」

【問い合わせ先】

九州若手議員の会 事務局長：井上 麻衣（福岡市議会）

最新情報、出欠確認については LINE にて共有いたしますので、併せて確認ください。

水素エネルギー社会への取り組みと現状 地域における水素の利活用



西原 正通

九州大学
水素エネルギー国際研究センター
教授

経歴等



西原正通 水素エネルギー国際研究センター



研究経歴

- 2003年3月 熊本大学大学院自然科学研究修了
(博士(工学))
- 2003年5月 スイス ジュネーブ大学有機化学科
博士研究員
- 2005年5月 財団法人 神奈川科学技術アカデミー
常勤研究員
- 2005年-2006年 東京女子医科大学
第36期バイオメディカルカリキュラム修了
- 九州大学
2009年4月 先導物質化学研究所 特任助教
- 2011年4月 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 助教
- 2016年10月 次世代燃料電池産学連携研究センター 准教授
- 2022年4月 豊田中央研究所 客員研究員
- 2022年10月 水素エネルギー国際研究センター 教授

研究分野

高分子化学
機能性高分子材料

【これまでの主な研究テーマ】

- ・ 燃料電池、水電解用電解質の開発
- ・ がん化学療法の高分子材料開発
- ・ 膜透過タンパク質の合成と評価



福岡市のDXの取組みについて

2024年7月12日

福岡市 総務企画局 DX戦略部

1



1 DXの推進の背景

2

10年後の地域発展を担う 「イノベーション」人材育成プロジェクト

令和6年7月12日
ライオンエレクトロニクス株式会社

Life is Tech!



政務活動記録簿 (研修会参加)					
会派・議員名 日本維新の会 小林誠					
年 月 日	2024 年 8 月 5 日から 8 月 6 日				
政務活動先	8/5 千葉市市役所新庁舎 8/6 衆議院議員第一議員会館地下一階大会議室				
研修名	8/5 令和の地方自治のかたち 8/6 取手市・黒田区・登別市の議会改革 8/6 若手議員の果たすべき役割				
参加者	8/5 講師 千葉県知事 熊谷 俊人 8/6 取手市・黒田区・登別市議員 8/6 講師 SNS media&consulting ファウンダー 堀江貴文 全国若手議員の会会員				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	① 地方自治における議員・市長・知事それぞれの立場の違いや連携の重要性を具体的に学ぶことができました。実体験に基づいた話は非常に説得力があり、政治の現場で求められる視点や判断力、そして住民との信頼関係の築き方について深く考える契機となりました。若手議員として、地域の声を政策に反映させる力や、自らの使命を再認識する大変有意義な研修でした。 ② 取手市・黒田区・登別市による議会改革の講演を通じて、議会の在り方や住民との関係性の再構築について多くの学びを得ました。取手市では、政策形成における議会の主体性を高める取り組みとして「議会基本条例」の活用や、議員間討議の促進が紹介されました。黒田区では、議会の見える化としてライブ配信や市民との意見交換会を積極的に実施し、住民参加型の議会運営が進められています。登別市では、政策提言型の議会を目指し、会派横断的なテーマ別調査活動を実施していることが印象的でした。いずれも、議会が「追認機関」ではなく「政策形成の一翼を担う存在」へと進化しており、今後の議会の在り方を考える上で非常に参考となる ③ 「規制緩和の突破力こそが社会を変える鍵である」と熱く語った。既得権益に阻まれた分野において、政治家がリーダーシップを発揮し、果敢に制度改革へ挑むことの重要性を強調。具体例として、自身が関わる北海道・大樹町での民間ロケット打ち上げ事業を紹介し、「自治体と民間が連携し、規制にとらわれない取り組みが未来を切り開く」と訴えた。また、規制に甘えるのではなく、自ら問い直す姿勢が求められているとし、柔軟な発想とスピード感を持った政治の必要性を強調した。平等や公平性だけでは事業が進まず、既成概念を壊す勇気が必要だと改めて思った。」				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	千葉市役所	JR	大阪駅から品川駅まで	14,720 円	220
	帰路	JR	品川駅から大阪駅まで	147,20 円	221
	宿泊費	14,800 円	内訳:		222
	合計	44,240 円 (すべて政務活動費)			

備考	添付資料：開催通知案内書
----	--------------

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

令和6年7月吉日

全国若手議員の会 会員各位



全国若手議員の会
会長 石井 めぐみ
顧問・30周年特別部会長
杉山 由祥

全国若手議員の会「30周年記念式典及び総会・研修会」のご案内

(R6.7.19改訂)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当会の活動に対しまして、格別のご高配とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

標記の件につきまして、下記の通り開催の運びとなりました。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、万障お繰り合わせの上ご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【日程】2024年8月5日(月)・6日(火)・7日(水)

【会場】第一日目：千葉市役所／第二日目：衆議院第一議員会館／
第三日目：衆議院第一議員会館他

【参加費】会員：無料／オブザーバー：3,000円
※オブザーバー参加は「未加入の全若対象者」が対象です。

【当日スケジュール】(詳細調整中)

8月5日(月)

《集合場所》千葉市役所エントランス

11:00- 12:00	研修①千葉市役所新庁舎 視察
12:00- 13:00	全国役員会(ランチミーティング)
13:30- 15:00	～オープニング～ 開催地首長挨拶 神谷俊一 千葉市長 記念講演①

	「令和の地方自治のかたち～議員・市長・知事の経験から若手議員に期待すること～（仮）」 講師：千葉県知事 熊谷 俊人氏
15:10- 16:30	～全若出身首長トークセッション～ 習志野市長・宮本泰介氏/香取市長・伊藤友則氏/四街道市長・鈴木陽介氏/栄町長・橋本浩氏 他 ～記念式典～ 全若 OB 会会長挨拶 岡田 耕一 豊田市議会議員 30周年記念ロゴ表彰式

8月6日（火）

《会場》衆議院第一議員会館地下一階大会議室

11:30- 12:15	研修②議会改革サミット 『取手市・墨田区・登別市の議会改革について』
13:30- 15:00	第32回全国総会 全若 OB 会会長挨拶 岡田 耕一 豊田市議会議員
15:30- 16:30	記念講演② 『ホリエモンから若手議員へのメッセージ(仮)』 講師：SNS media&consulting 株式会社 ファウンダー 堀江 貴文氏

8月7日（水）

《会場》衆議院第一議員会館地下一階大会議室

10:00-	～関東ブロック・東京エリア合同研修～ 初代こども家庭庁担当大臣 小倉まさのぶ衆議院議員 講演
13:30-	チームラボボーダレス麻布台ヒルズ視察 （東京都港区麻布台 1-2-4） ※入場料：1人 3,800円

【お申し込み】

お申し込みは以下の Google フォームからお願いいたします。

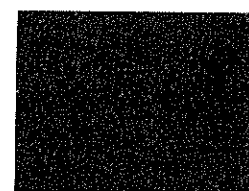


回答期限 7月21日（日）

【お問い合わせ】

全国若手議員の会事務局長 佐藤 篤(東京都墨田区議会)

メール  電話 



QRコードからどうぞ

以上

ZENWAKA 30TH ANNIVERSARY FES.

全国若手議員の会 30周年記念式典 2024総会・研修会

8.5 [MON] 【会場】
千葉市役所

11:00-

研修①千葉市役所新庁舎 視察

13:30-

記念講演①

「令和の地方自治のかたち
～議員・市長・知事の経験から
若手議員に期待すること～(仮)」

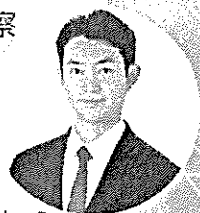
講師：千葉県知事 熊谷 俊人氏

15:10-

全若出身首長トークセッション
伊藤友則香取市長 他

16:00-

30周年記念式典・ロゴ表彰式



8.6 [TUE] 【会場】
衆議院議員第一会館

11:30-

研修②議会改革サミット

『取手市・墨田区・登別市の議会改革について』

13:30-

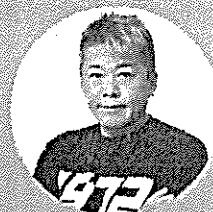
第32回全国総会

15:30-

記念講演②

『ホリエモンから若手議員へのメッセージ(仮)』

講師：SNS media&consulting株式会社
ファウンダー 堀江 貴文氏



8.7 [WED] OPTIONAL SEMINAR
関東・東京合同研修

午前の部 初代こども家庭庁担当大臣

小倉まさのぶ衆議院議員 講演

午後の部 チームラボボーダレス麻布台視察

30周年記念ロゴ



全国若手議員の会

【参加方法】 Googleフォームにてお申込みください。

期限7/21(日)

【お問い合わせ】 全国若手議員の会

事務局長 佐藤 篤 (墨田区議会)

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名					小林 誠
年 月 日	2024年 6月24日				
表題と発行部数	広報紙 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 21,800枚				
対 象 者	生駒郡（安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町）				
配 布 方 法	新聞折込・ポスティング				
発 行 目 的	議会での取り組みを報告し、県民の意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率100%（政党活動や後援会活動の記載がないため）				
内 容	県議会本会議・委員会での質疑について報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷	(株)ブットアップ	102,230円	印刷 21,800枚 (2折加工代含む)	54
	折込費	スタイル		折込 18,800枚	
	※100%充当 合計 102,230円				
備考	添付資料：広報誌奈良県議会会派日本維新の会 NEWS ポスティングはボランティアスタッフ等で配布				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年度

予算が成立!

予算編成支援は
コラボ

予算の概要は
コラボ

高校無償化などの子育て支援、道路整備の加速化など

県民目線の政策が充実

山下知事就任後初となる令和6年度当初予算編成は、公約に掲げた県民目線の政策ばかりでしたが、自民党・無所属の会などが提出した修正案が可決しました。修正案提出の主な理由は、「奈良県の防災対策を0ベースで」という耳を疑うような理由でした。

**能登地震で証明
災害時に役立たない滑走路**

前知事時代、五條市に2,000mの滑走路を備えた大規模防災拠点をつくるため、約36億円で購入した。しかし、能登半島地震で能登空港の滑走路には多数の亀裂が入り機能しなかった事実や、盛り土を完成するのに10tダンプで毎日100台運んでも約90年かかるということを当会派の原山議員や山下知事が厳しく指摘。

このような計画を緊急防災減災事業債だから国が7割負担してくれると触れ回り、約1,000億円の事業を行おうとしていた人達が0ベースというのは理解に苦しみます。

**無駄遣いで購入した土地の
利用目的をこじつけているだけ!**

消防学校移設も奈良県が抱えていた長年の課題です。交通アクセスや工事費用を考えると旧高田東高校への移転が合理的です。

0ベースとは口だけで、五條移設を強く望むのは無駄遣いした土地の利用目的をこじつけているに過ぎません。このような方々に奈良県の今後の防災対策を任せることはできるでしょうか?

知事与党としての責任

会派日本維新の会は、山下知事の提出した当初予算案に賛成の立場であり、自民党・無所属の会が提出した修正予算案には反対の立場です。修正案の議決時に出席したのは、我々が当初予算案を強く主張し続けることによって、修正案を呑む山下知事の県政運営に支障をきたす結果になってはならないとの考えからです。知事とともに、これからも奈良県政発展、県民生活の向上に全力で取り組みます。

山下知事の公約が実現!

奈良県太陽光発電施設の設置
及び維持管理等に関する条例の一部を
改正する条例

自民党無所属の会の議員から提出された条例改正案ですが、奈良県の経済発展や民間企業との協働を阻害する可能性があり、受け入れられる内容ではありません。経済労働委員会でも、本会議で松木議員が反対討論の場で詳しく理由を説明しています。

杜撰な議案に反対!

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決事件として定める条例の一部を改正する条例

同じく自民党無所属の会の議員からの提案ですが、奈良県だけが他府県に対し意思決定に時間を要し、後れを取るような可能性もある内容です。本会議で福西議員が反対討論で理由を説明しています。

再議について

以上2件の議員提案を
山下知事は再議に付し、否決となりました。
3月25日、本会議で山下知事がその理由を説明しています。ぜひご覧ください。

3月25日 本会議
松木・福西議員の
反対討論
山下知事の理由説明

各メンバーの選出区ごとに色分けしています。	松尾勇臣 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	清水 勉 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	佐藤光紀 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会
福西広理 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	中川 崇 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	小林 誠 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	工藤将之 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会
松木秀一郎 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	原山大亮 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	関本真樹 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	福田倫也 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会
清田典章 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	山田洋平 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	星川大地 大和郡市 奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会	

令和6年 2月定例会

代表質問

小林 誠 議員

一部抜粋



- 県民の命と財産を守るための防災力の強化について
- 大阪・関西万博に向けた奈良県の取組について
- 今後の奈良県の観光戦略について
- 国スポ・全スポに向けた取組について
- 学校現場における働き方改革と教職員が子ども達と向き合うための時間確保への取組について
- 次なる新興感染症への備えについて
- 県立高校入試における障害のある生徒への配慮について



県民の命と財産を守るための防災力の強化について

質問 見直された2,000m級滑走路を備えた大規模防災拠点整備の財政的検証がこれまで県議会で議論されてきませんでした。総事業費1,000億円の財源はどう賄うつもりですか。

回答 この土地の買収に活用した緊急防災・減災事業債は令和7年度までに事業を概成しなければならない。しかしリニア工事の残土を利用する計画で、期間内に工事が終わると思えない。また人件費、資材価格の上昇で建設費は1,500億円に達する可能性があり、事業債の期限も踏まえると1,000億円を自前で賄う可能性もある。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



- 大和平野中央の県有地の活用について
- 大和川流域における流域治水対策について
- 生成AI等を活用した働き方改革の推進について
- 教育現場における生成AI等の活用について



大和平野中央の県有地の活用について

質問 磯城郡3町(川西町、三宅町及び田原本町)の県有地を活用したまちづくりは、地域の活性化、奈良県全体の発展に貢献すると考えますが、具体的にどのように取り組んでいくのですか？

回答 川西町は「子どもを中心に多様な交流が生まれるまち」、三宅町は「次世代を担う学生×企業のまち」、田原本町は「交通安全・安心のまち」を用地活用の基本的方針として合意。今後は計画策定や調査を実施するなどし、地元・関係者に丁寧に説明するなど3町と連携して取組を進めていく。

福田 倫也 議員



- 大阪・関西万博の開催について
- 消防力の向上について
- 小金打川の河川改修について
- 土木技術職員の確保等について



消防力の向上について

質問 消防力の向上は、県民の安全・安心の確保に向け重要な課題と考えます。今後の取組と、消防学校の移転整備における知事の意気込みをお聞かせください。

回答 消防学校については、カリキュラムを充実させ、地元自治体と連携しつつ移転整備に向け着実に取り組んでいく。また、市町村へ消防団員の処遇改善の助言を行うほか、消防防災ヘリコプターを令和7年度に併用開始し、直接的な消防力の向上を図っていく。

清田 典章 議員



- 市町村への権限移譲について
- 中和西部地域の発展に向けた取組について
- スタートアップへの支援について
- 「新しい産業政策のパッケージ」について
- インバウンド向けの観光PRについて



市町村への権限移譲について

質問 奈良県の市町村への権限移譲対象事務の選定基準をお聞かせください。また、効率的な行政運営のため、奈良県が中心となって推進や見直しを行うのが望ましいと考えますが？

回答 移譲対象事務は、「住民の利便性の向上」、「事務処理の迅速化及び効率化」、「市町村における総合行政の展開」の3つの観点により選定している。市町村の状況に応じて、移譲に適する事務かどうかを十分に検討し、引き続き権限移譲を進めていく。

山田 洋平 議員



- 関西文化学術研究都市について
- 養徳学会について
- 保育に関する支援の充実について
- しごとセンターについて
- がん患者への療養生活の支援や社会との共生について



養徳学会について

質問 現状、入会対象が男子学生のみとなっていますが、今後の方向性について考えをお聞かせください。

回答 平成22年の建替え時に女子学生の受け入れを検討したが、女子の東京圏への進学率が他府県より低く、管理運営面での課題もあり見送った。しかし、東京圏への進学者に占める女子の割合増加や、他県では管理運営面の課題に対応していることから、女子の受け入れを前向きに検討していく。

委員会 報告

各委員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名					小林 誠
年 月 日	2024年 9月 2日				
表題と発行部数	広報紙 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 21,800枚				
対 象 者	生駒郡 （安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町）				
配 布 方 法	新聞折込・ポスティング				
発 行 目 的	議会での取り組みを報告し、県民の意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率100% （政党活動や後援会活動の記載がないため）				
内 容	県議会本会議・委員会での質疑について報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷	(株)ブットアップ	102,230 円	印刷 21,800 枚	9 3
	折込費	スタイル		(2折401件含む) 折込 18,800 枚	
	※100%充当 合計 102,230円				
備考	添付資料：広報誌奈良県議会会派日本維新の会 NEWS ポスティングはボランティアスタッフ等で配布				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年 6月定例会報告

県議会議員の報酬2割削減案を提出!

委員会で議論もなく否決!

奈良県議会 議員報酬額

2割削減

議員 月額 77万8,000円 ▶ 62万2,400円

議長 月額 96万5,000円 ▶ 77万2,000円 副議長 月額 84万3,000円 ▶ 67万4,400円

実質賃金は過去最長の26ヶ月連続マイナス 議員だけが 높은報酬をもらい続け、県民目線の政治ができるのか!!

私たち会派「日本維新の会」は6月定例会で昨年同様に県議会議員の月額報酬を2割削減する議案を提出しました。しかし、今回は議案の委員会付託はされず、委員会で議論することなく否決されました。

2月定例会などでは、議員提案された議案は委員会付託され活発な議論がされたのに、なぜこの議員報酬削減案の場合は議論の場を設けないのでしょうか?

よほど自分たちが高い報酬をもらい続けていることに後ろめたい気持ちがあるのではないのでしょうか。

山下知事は公約通り、4年間の退職金3,550万円をゼロ、月額報酬も一割削減。

私たち、会派「日本維新の会」は一人毎月104,000円を報酬から身を切る改革として積み立て、その積立金約1,700万円(6月現在)を

能登半島地震で被災された石川県に寄附する予定です。さらに、県内の日本維新の会所属の市町村議員の積み立ても合算し、寄附総額は約2,000万円となります。本来なら自身の選挙区である奈良県、または市町村にお返しするのが本意ですが公職選挙法の規定により、他府県への寄付という選択をしています。

燃料費の高騰や物価高、更に政府自民党による政治資金問題が世間を騒がせている中、議員の報酬削減については議論の場すら与えない議会運営に落胆と憤りを禁じえません。

私たちは、この議案が採択されるまで自主的な報酬削減、つまり身を切る改革を続け、可決されるまでこの議案を提出し続けます。

そして、政治家自身が身分や待遇にこだわらず改革の先頭に立ち、既得権に切り込み、県民目線で奈良県改革を進めていきます!

自分達に都合の悪い審議をさせないため??

自民党・無所属の会が議長・副議長ポストだけでなく各委員会の正・副委員長もほぼ独占!

奈良県議会6月定例会で役員改選が行われ、自民党・無所属の会は名誉職かのように議長・副議長を独占。

さらに各委員会の正・副委員長もほぼ独占しました。

これは、自分達に都合の悪い審議をさせないためではないのでしょうか?

私たち会派「日本維新の会」はどのような人選であっても全力で職務を全うし、これからも全力で県民目線の県政発展に向け、山下知事とともに全力で取り組んでいきます。

各メンバーの選出区ごとに色分けしています。



令和6年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

中川 崇 議員

今後の県政ビジョンについて

主要施策の発表のあり方について

高等学校授業料等の無償化の拡充について

リニア中央新幹線的全線開業や奈良市附近駅に関する現状と見通しについて

奈良スーパーアプリの利便性向上について

観光客の増加に伴う地元住民の生活環境等への影響について

公立学校教員の経済的負担軽減について



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

今後の県政ビジョンについて

質問 奈良県が今後目指すべき方向性と、その実現に向けてどのような施策を推進していく考えですか。

回答 奈良が世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観など、素晴らしい魅力はとことん守り、後世に伝えていく。そして、課題解決のために変えないといけないものは断固として変えるというスタンスである。仕事と子育ての両立のしにくさや道路などのインフラ整備の遅れなどは変えていく。一方、県内産業の活性化、脱炭素・水素社会の実現、観光施策の推進に取り組む。奈良県の持つ限りない可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるようにするため、これからも施策を着実に実行する。

一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

次世代型ソーラーセルについて

睡眠時無呼吸症候群等による

睡眠の質の低下について

炊出し支援にかかる枠組みづくりについて

県庁舎エントランスの活用について

パーティポートの設置について

睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について

質問 睡眠の重要性や睡眠の質を確保することについて、どのように考え、取り組みますか？

回答 睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されているため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響や適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識や、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

松本 秀一郎 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

犬・猫の殺処分削減の取組について

県民サービスの向上に資するオンラインの活用について

庁内におけるデジタル化の推進について

道の駅「クロスウェイなかつち」の

施設に合わせた取組について

犬・猫の殺処分削減の取組について

質問 犬や猫の殺処分を減らすために、動物愛護団体との連携、積極的な譲渡会の開催、飼い主への意識啓発、TNR活動等の複合的取組が必要と考えますが、取組方針は？

回答 令和5年度は、譲渡可と判定した犬・猫は全て譲渡し、やむを得ず殺処分した頭数は10年前の9割減となった。殺処分削減に引き続き取り組むため、不妊去勢手術を行い元の場所に戻すTNRの取組による引取数削減、動物愛護団体やボランティアとの連携による譲渡促進、しつけ方教室等の適正飼育啓発などを行っていく。

原山 大亮 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

新駅を含めた歴大周辺のまちづくりについて

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について

中南和地域の休日、夜間における

1次救急医療体制について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について

質問 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用に関して、病院駐車場の整備を含めた今後の計画についてお聞かせください。

回答 跡地を活用した新外来棟の整備を計画している。建設候補地は現外来棟より第1駐車場や検討中の新駅へのアクセスのよい南側で利便性も向上する見込み。また、第1駐車場の渋滞を解決するため、大和高田バイパス南側でのまちづくりの検討状況を踏まえながら、テニスコート等の跡地を駐車場として活用することを、選択肢の一つとして検討したい。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会

建設委員会

総務警察委員会

経済労働委員会

文教福祉委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
				会派・議員名	小林 誠
年 月 日	2024年 9 月 9 日 他				
表題と発行部数	奈良のまこと県政報告会 13, 300部				
対 象 者	生駒郡（安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町）				
配 布 方 法	ポスティング				
発 行 目 的	議会での取り組みを報告し、直接県民の意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率69%（名前と写真の面積を勘案）				
内 容	県議会本会議・委員会での質疑について報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷	ラクスル㈱	107,022 円	8,300 部	225
	ポスティング				
	封筒	ラクスル㈱	7,084 円	200 部	226
	印刷	ラクスル㈱	19,118 円	5000 部	227
	チラシ デザイン	㈱FG	27,500 円	A4両面	228
	※69%充当 合計 110,899 円				
備考	添付資料：当日の県政報告会チラシ				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員

小林まこと

奈良の まこと 県政報告会

10月5日 土

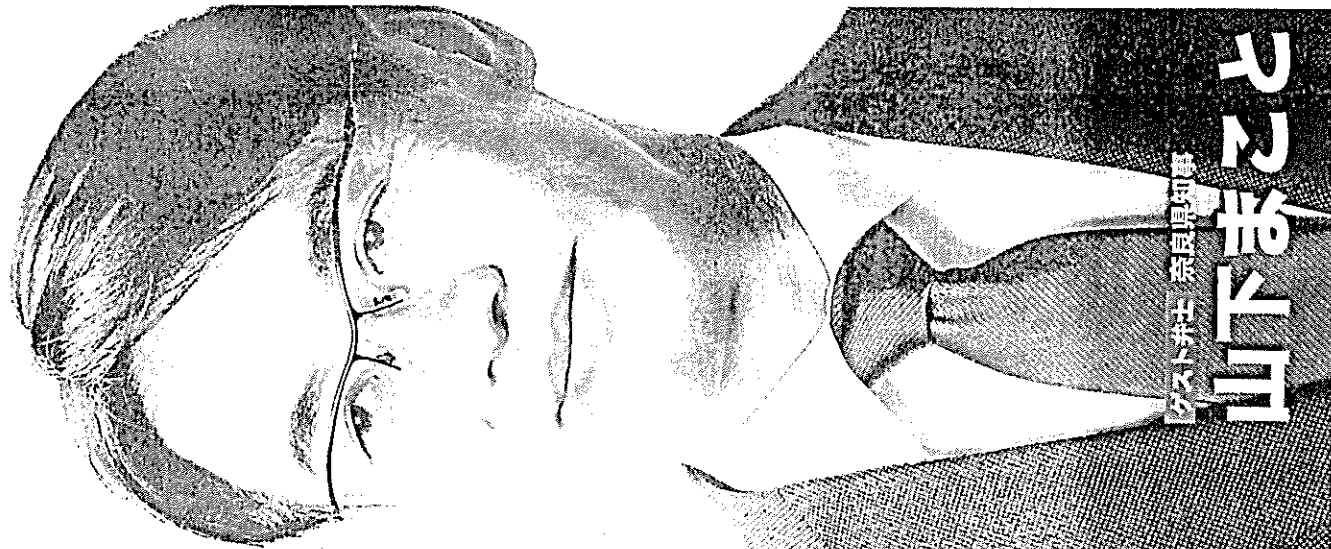
時間 10:30～ (受付10:00～)

場所 斑鳩町中央公民館

○ 斑鳩町龍田南2丁目2-43

※お子様連れも大歓迎です。ぜひ、ご来場ください。
※駐車場に限りがございます。なるべく乗り合わせてお越し頂けたら幸いです。

**入場無料
予約不要**



奈良県知事

山下まこと

まことサポーター募集!!

あなたの支援が必要です！

まことサポーターの募集です！



**小林まこと
事務所**

〒636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留 4-3-23

☎ 0745-27-5744

☎

新しい奈良へ ～「挑戦」を続けます～

奈良県議会議員

小林まこと

税金の使い道を見直し、新たに誕生した山下知事のもと、私立高校の無償化や県立高校のトイレ改修「ピッカピカ計画」、さらに西和医療センターの斑鳩町への移転や、法隆寺門前の県道をにぎやかな参道へと変えるプロジェクトが始動しました。

山下知事と共に、奈良県の発展、住民サービスの向上、そして未来に負担を残さない奈良を目指し、これからも全力で取り組んでまいります。



ゲスト弁士 奈良県知事

山下まこと

社会や経済の変化に対応して変えるべきところは変え、世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観など奈良県の素晴らしい魅力は守り、大都市に近い利便性などの特徴を活かして奈良県をあらゆる面で発展させていく、その思いでこの一年邁進してきました。

すべては奈良県の未来のために。

“新しい”奈良を共に作るという皆様との約束を必ず実行していきます。



奈良のまこと
県政報告会

入場無料
予約不要

10月5日(土)

時間 10:30～(13:00～) 場所 斑鳩町中央公民館

ゲスト弁士
斑鳩町議会議員

みぞべ
真紀子



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 小林 誠					
年 月 日	2025年 1月 27日				
表題と発行部数	広報紙 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS				
対 象 者	生駒郡 （安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町）				
配 布 方 法	新聞折込・ポスティング				
発 行 目 的	議会での取り組みを報告し、県民の意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率100% （政党活動や後援会活動の記載がないため）				
内 容	県議会本会議・委員会での質疑について報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷 ポスティング	㈱ブットアップ スタイル	104,396 円	印刷 9550枚 ポスティング 8550枚	231
	加工費	㈱ブットアップ スタイル	12,606 円	2つ折り加工代 9550枚	232
	※100%充当 合計 117,002円				
備考	添付資料：広報誌奈良県議会会派日本維新の会 NEWS ポスティング 1,000枚はボランティアスタッフで配布				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会が 令和5年度決算を不認定に!

令和6年 9月定例会報告

山下知事が誕生し、大型公共事業(約72億円)の執行停止、見直しを行ったことを理由に、令和5年度の決算を自民党、公明党、立憲民主党等が不認定としました。大型事業の見直しは山下知事が選挙の公約に掲げた目玉政策。独断専行の前知事時代の奈良県政を改め、県民に軸足を置いた行政を求めたのは奈良県民です。その思いを否定し、奈良県を改革されては困ると言う今回の不認定は、県民への背信行為と書えます。

決算不認定 とは？

令和5年度の奈良県の1年間の事業を「議会が認めないこと」を意味します。不認定とした理由は、山下知事の予算執行停止とのことです。採決では、自民党・無所属の会(22)、公明党(3)、新政なら(2)、共産党(1)の計28名が不認定を選択。

県民不在の奈良県議会

私たちは会派「日本維新の会」は山下知事だからと言ってなんでも賛成してきたわけではありません。時には激しい論戦も行っています。それは、県民の安心安全が守られ、県民生活が少しでも向上すれば良いとの考えだからです。しかし他会派は、党利党略のために「反対のための反対」の繰り返し。県民の民意を否定している行動です。一体どこを向いて政治を行っているのでしょうか。

「対話が足りない」とか「説明不足」を指摘する他会派の議員ですが、ぜひ県議会の録画をご覧ください。山下知事が全ての質問に真摯に答弁し、説明を尽くしている姿がよくわかります。

これから私たちは県民の皆様に軸足をのけた県議会に向け、改革を進めていきます。

県議会の録画は
コチラから



予算執行停止 **とは?**

昨年4月に大型公共事業見直しに答へて当選した山下知事は、これまで完成見込で計画されてきた大型公共事業に予算を使わず、子育て・教育、道路整備などに予算の使い道を変えました。これでは、就任前の公約に掲げていたことです。つまり、県議会が民意を否定したのです。

●山下知事が予算執行停止した事業例

リニア中央新幹線の関西以西延伸経路候補 ▲1,900億円
大和西大寺駅のうち近鉄奈良線移設事業 ▲800億円
滑走路を建設する大規模な航空拠点の整備 ▲650億円

予算執行停止で
どうなったの!?

約58億円の県債発行を抑制！
生まれた財源の一部で、

高校授業料無償化！

高校授業料無償化！
 国公立高校のトイレ改修！

道路や公園整備の予算増!などを實現

22(一)部



各メンバーの
選出区ごとに色分けしています



代表質問

一部抜粋

清水 勉 議員

奈良県議会公式ホームページ内議会中継より



- 防災対策の推進について
- 医療体制の充実について
- 教育の無償化と子育て支援の深化について
- 奈良モデルの今後について
- 経済・観光振興に資する道路整備について



防災対策の推進について

問 災害応急対策検討部会での議論を踏まえ、いつ発生しても不思議ではない大規模災害に対応するために停電時の非常用電源を備えた広域防災拠点の整備に早急に取り組むべきでは？

答 検討部会において提示された中間とりまとめでは、北部、南部中核拠点が連携・補完して災害対応にあたることとしている。南部中核拠点では、ベースキャンプ、支援物資保管庫、ヘリパッド、駐機場等を整備する方針である。南部中核拠点の自立した運用、孤立集落の発生、長期の停電リスクに対応するため、非常用電源の確保は重要な課題であり、今後の検討部会で必要量や導入方法を検討していく予定。また、完成後の施設運用についても、訓練を実施しながら改善する工程が重要であると考えている。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 大和野中央における新たなまちづくりについて
- 奈良スーパーアプリの市町村との共同利用について
- 県道の維持管理について
- 県立高等学校における熱中症対策と体育館等への空調設置について

県立高等学校の熱中症対策と体育館等への空調設置について

問 熱中症の危険と隣り合わせの状況で体育や部活動に取り組む高校生の現状について、どのように認識していますか？また、今後の熱中症対策と、体育館や武道場への空調設置に関する方針は？

答 体育や部活動等での運動中、特に施設内での活動は熱中症リスクが高いと認識している。県では各種の予防対策に注力するとともに、県立高校の体育館への空調設備は、計画を前倒しして、体育科設置校などから設置に着手していく。武道場等への設置は、必要性を判断し検討を行う。

関本 真樹 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- コンテンツの整備による観光誘客の推進について
- 県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について
- 奈良県教育振興大綱について
- 小中学校における1人1台端末の活用について

県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について

問 県立民俗博物館の展示スペースについて、今後の方向性やスケジュールは？また、県で保管している民俗資料の整理について、現況と今後の計画についてお聞かせください。

答 大量の民俗資料の整理に向け、専門家の協力を得て、令和7年度中の収集・保存ルール策定を目指すとともに、資料やデータ整理を実施し、収納スペースの確保に取り組む。令和9年度中の展示室の再開に向け、収蔵展示やデジタルアーカイブによる公開などの検討を進める。

星川 大地 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について
- ソーシャルメディアを活用した情報発信について
- 高齢者の介護予防の取組について
- 奈良公園周辺における観光施策について
- 優秀な若手職員の確保について

過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について

問 公共交通が脆弱な過疎地域などにおいては、自家用車の代替手段となる地域公共交通を維持する必要があると考えますが、どのような取組を行っていますか？

答 公共交通サービスの維持・充実に向け、市町村、交通事業者等と連携し、様々な取組を推進している。具体的には広域バス路線運行費の一部補助、住民に身近な移動手段確保に取り組む市町村の乗証運行等の取組への支援や市町村等が自家用車を活用して実施する「公共ライドシェア」のモデルケースの組成に取り組んでいる。

→ 福西議員の議会質問後、山下知事が「空調設備の設置を前倒しして完了することを目指す」と方針を示しました。

空調設備の設置 令和9年度末の設置完了を計画を前倒しして、令和8年度末の設置完了を目指す。

特別支援学校の設置 特別支援学校の設置完了後に着手予定の計画を前倒しして、令和6年度から着手し、早期の設置完了を目指す。

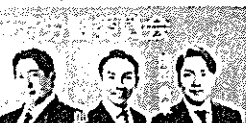
令和6年11月12日 知事公室記者会見より



委員会報告

各委員会の詳しい質問内容は、本日の新聞をご覧ください。

経済産業委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名					小林 誠
年 月 日	2025年 3月 28日				
表題と発行部数	広報紙 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 18,650枚				
対 象 者	生駒郡（安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町）				
配 布 方 法	新聞折込・ポスティング				
発 行 目 的	議会での取り組みを報告し、県民の意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率100%（政党活動や後援会活動の記載がないため）				
内 容	県議会本会議・委員会での質疑について報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	収収書番号
	印刷	㈱フットアップ	263,214円	印刷 <i>お支払い</i>	<i>208</i>
	ポスティング	スタイル		ポスティング 18,650枚	
	※100%充当 合計 263,214円				
備考	添付資料：広報紙奈良県議会会派日本維新の会 NEWS ポスティング1,000枚はボランティアスタッフで配布				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和3年 12月定例会報告

国際交流事業を どう考えるか。

奈良県と韓国、忠清南道 友好提携15周年交流推進事業にて、K-POPアーティストを含むイベントに、約2.7億円を支出する事業案が大きな議論になりました。予算案は、自民党の8名、新政ならの1名、無所属の1名の議員と共に、日本維新の会も賛成し、可決されました。

令和7年度には日韓国交回復60周年を迎えますが、北朝鮮の拉致問題や中露との外交関係が厳しい状況下で、日韓関係は重要性を増しています。

私たち党派「日本維新の会」は、海外との文化交流を進め、地方政府間のつながりを強化すべきと考えております。

一方で、イベントの予算規模や場所、開催形態など、当初案には問題もあると考えたため、山下知事に対して、申入書を提出しました。

建設的な提案をする 維新!

知事は申入を受けて、より良い開催形態を模索することになりました。
日本維新の会は、
知事に対しても、是々非々のスタンスで臨みます。
また、批判だけではなく、
どうすればより良い形になるのか徹底的に議論を行い、
前向きな代替案を提案してまいります。

身近な道路が改善される!!

『ならの道リフレッシュプロジェクト』の拡大

(令和7年~)

大客車の交通量は変わらず自動車交通量の多い身近な道路にも道路リフレッシュ策を強化!

今回新たに拡大!

大客車の交通量の多い県管理道路

約122km

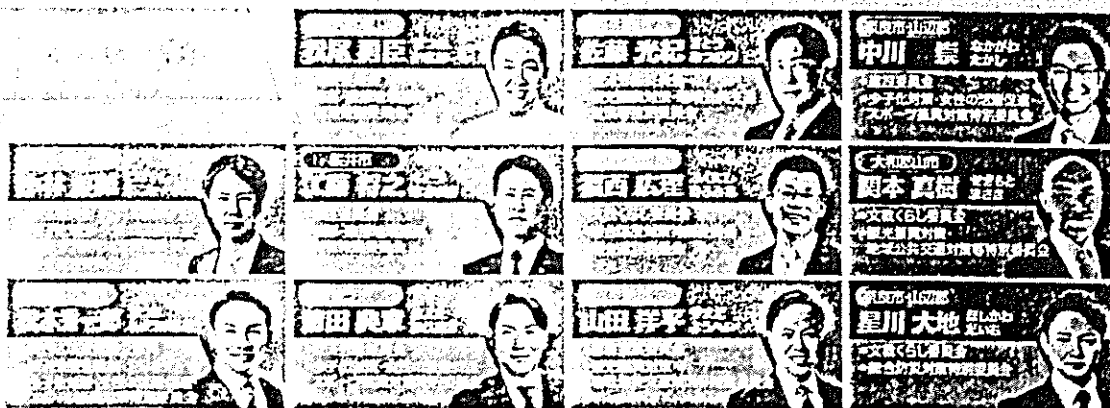
自動車交通量の多い県管理道路

約198km

合計 約320kmに!

『ならの道リフレッシュプロジェクト』は、大客車の交通量の多い県管理道路と、自動車交通量の多い県管理道路を対象に、道路の安全性と快適性を高めるための取り組みです。今回新たに拡大し、約320kmの道路を対象とします。

メンバーの
並び順に色分けしています。



松本 秀一郎 議員

- 県立運管に切り替える経緯について
- 外部からのハラスメントへの対応について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後を見据えたスポーツ振興について
- がん検診の促進について
- 「ならの道リフレッシュプロジェクト」について
- 県立学校における施設・設備の老朽化対策について



○スポーツ振興について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後を見据えたスポーツ振興のためには、次世代アスリートの育成も重要と考えるが、知事の所見を伺いたい。

次世代アスリート育成は重要だと考えており、県では、ジュニアアスリートの発掘・育成、強化支援を進める計画だ。令和6年度は未来のトップアスリート発掘育成事業を実施。加えてトップアスリートの人材育成機関が必要と考え、川西町での世界的スポーツチーム関連拠点の誘致を打ち出した。サッカークラブチーム「FCバルセロナ」の関係者が来県した際に、アジア初開設となるトップレベルの選手育成のためのアカデミーを日本で検討している旨を直接伺った。奈良県への設置にも前向きであったため、誘致に向けたトップセールスを行う予定だ。

工藤 将之 議員



- 保育士確保のための県の施策について
- 私立高校無償化の制度拡充について
- 部活動による県立高校の魅力創出について
- 主要地方道桜井宮野線の事業進捗について

私立高校無償化の制度拡充について

奈良県の子ども達が、金銭的な問題で私立高校への進学をあきらめるようなことがないよう、私立高校無償化の世帯収入制限をなくす考えはないか、今後の見通しについて伺いたい。

令和6年度から高等学校授業料等の実質無償化を開始したことで、家庭の経済状況に関わらず、希望する県内私立高校に進学できた生徒が一定程度増加したと捉えている。世帯収入制限撤廃については、行財政改革の取組により財源の確保を進め、志望動向への影響や他府県の動向等を視みつつ、県民の声を聞き検討してまいりたい。

清田 典章 議員



- 行財政改革の推進について
- 文化財発掘調査の効率化について
- 県内の周産期医療体制確保について
- 林業振興施策について
- 部活動指導の地域連携・地域移行について

部活動指導の地域連携・地域移行について

部活動指導の地域移行の完了に向けて、次年度以降、地域連携や地域移行にどのように取り組んでいくのか。

県教育委員会では手引きを作成し、地域クラブ活動への移行が可能な活動から順次移行をお願いしている。一方、直ちに移行が困難な活動については、部活動指導員を活用し学校部活動を暫定的に継続する地域連携も可能とした。今後も、市町村と連携し、理解促進に向けた周知活動を行うとともに、地域移行に伴い発生する保護者負担の軽減についても検討を進める。

山田 洋平 議員

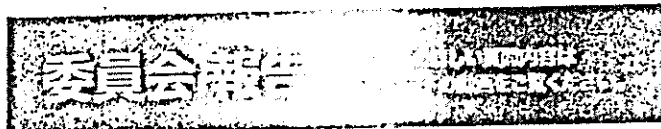


- 県立病院機構の経営改善について
- なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)について
- 奈良県文化会館の有効活用について
- シニア世代の更なる活躍について
- 県庁の働き方改革について
- 超高齢社会に向けた看護士確保について
- 辻町インターチェンジのフルランプ化について

なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)について

17億円の建設費、年間2億円の運営費がかかっているNAFICについて、フードクリエイティブ学科(料理学校)は、20名の定員にも関わらず定員割れが続いており、今後の在り方を検討すべきと思うが、設立10年を経た現在の知事の総括を伺いたい。

県が大阪の専門学校から講師を呼んで料理学校を運営しており、当初から市場原理を無視した計画だ。ご指摘の通り課題があるため、今後は短期カリキュラムの導入や卒業生の県内定着の向上への誘導策など対策を検討していきたい。



第11号様式の9（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）				
会派・議員名 小林 誠				
年 月 日	2024 年 10 月 5 日			
場所	斑鳩町 中央公民館			
会議名	奈良のまこと県政報告会			
相手方（人数）	生駒郡の町民 当日参加者約105名			
開催目的	奈良県政、特に生駒郡における公共事業や方針の紹介			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	斑鳩町にて県政報告会を開催しました。山下知事からは奈良県全体の事業について、小林は「西和医療センターと地域医療の充実」「防災対策の強化」「信貴山や法隆寺を中心とした観光施策」「万博やIRを契機とした展望」などを中心に、県政の最新状況と今後の取り組みについてご説明しました。参加者からは、具体的な政策内容や今後の展望について活発な質疑応答があり、県民の皆様の関心の高さを改めて認識いたしました。貴重なご意見を今後の県政運営に活かしてまいります。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費	16,000 円	大ホール 午前午後使用	229
		合計	11,040 円	69% 充当
備考	添付資料： 当日の 県政報告会ナラシ（ 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） に添付）			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

議員名 小林 誠

年 月 日	令和6年 4月19日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 令和6年度			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 数カ月に一度、勉強会を開催。会誌も発行。県外研修も年に一度開催 ◆参加者の状況 奈良県議会議員や市町村議員等が参加 勉強会や会報誌を通じて人権に関する最新の情報・動向を知ることができる。また、部落差別の歴史的背景や経緯を詳しくしることのできる貴重な会であると考えている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000		12
	合計	30,000 円（すべて政務活動費）		
備考	添付資料：規約 総会資料			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記の役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
-
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

奈良ヒューライツ議員団 2024年度第1回定例会議

2024年5月27日 15時～
橿原市・きれんセンター

加盟議員名簿(敬称略)

議員団議長	
岩田 国夫	、
県議会議員	

議員団幹事長	
田川 雅人	

議員団幹事	
中川 崇	
県議会議員	

議員団幹事	
川口 信	、
県議会議員	

議員団監事	
中西 吉日出	
奈良市議会議員	

議員団相談役	
川口 正志	、

議員団相談役	
和田 恵治	

奈良県議会	
米田 忠則	
粒谷 友示	
荻田 義雄	
中野 雅史	
山本 進章	、
乾 浩之	、
西川 均	
池田 慎久	、
佐藤 光紀	
川口 延良	、
小林 誠	、
浦西 敦史	、
小村 尚己	
伊藤 将也	
芦高 清友	、
松木 秀一郎	、
斎藤 有紀	
清田 典章	
山田 洋平	
星川 大地	

大和郡山市議会	
大垣 良夫	
西川 貴雄	

天理市議会	
今西 康世	
内田 智之	
山田 哲生	
藤本さゆり	

橿原市議会	
榎尾 幸雄	
竹田 のぶや	
臼井 卓也	
今井 梨加	、

桜井市議会	
工藤 敏太郎	

五條市議会	
谷 勝啓	

大和高田市議会	
西川 繁和	、
萬津 力則	、
森本 尚順	
橋本 俊哉	

御所市議会	
山田 秀士	、
川田 大介	
新川理江子	
田中 曜平	、

生駒市議会	
改正 大祐	
中嶋 宏明	

香芝市議会	
小西 高吉	
中村 良路	

宇陀市議会	
南浦 寿雄	、

平群町議会	
馬本 隆夫	
山田 仁樹	

三郷町議会	
伊藤 勇二	
南田 善紀	

川西町議会	
寺澤 秀和	
安井 知子	

田原本町議会	
梶木 裕文	

御杖村議会	
寺前 伊平	、

明日香村議会	
森川 昌彦	

上牧町議会	
服部 公英	
牧浦 秀俊	、
上村 哲也	

河合町議会	
梅野 美智代	、

吉野町議会	
西澤 巧平	

大淀町議会	
池田 加代子	
山本 勲	
森永 雅世	

東吉野村議会	
津川 幸雄	

議員経験者	
藤井 孝博	
北門 勇気	

81

議案

I. 研修「ウトロ地区におけるヘイト被害と、その対応について」

講師：ウトロ平和祈念館 副館長 金秀煥 さん

(2 ～ 5 ページ)

II. 報告事項 (6 ページ)

1. 宇陀市議会議員選挙
2. 正副議長への就任者の紹介

II. 組織関係 (6 ～ 10 ページ)

1. 新規加盟議員について
2. 2024年度役員体制について
3. ヒューライツ議員団・年会費について
4. 議員団への入会促進について
5. 「ビジネスと人権」の普及促進ならびに人権プラザを広げる取り組み
6. 当面の主な日程について

III. 報告事項ならびに協議・参考事項 (11 ～ 12 ページ)

1. 情報流通プラットフォーム対処法が可決・成立
2. 東京都の行政書士が戸籍等の不正取得の疑い

IV. 人権政策の推進にむけて (13 ～ 22 ページ)

1. ヘイトスピーチの規制にむけて

【参考資料】

・奈良県ヘイトスピーチ規制条例(案) …………… 15 ～ 18 ページ

2. 根深い部落差別問題について

V. 選挙関係 (22 ページ)

1. 議会選挙について
2. 首長選挙について

ウトロ地区におけるヘイト被害と、その対応について

奈良ヒューライツ議員団定例会議

2024年5月27日

1. 放火事件による被害

- ・ 2021年8月30日（月）16時ごろに大きな火柱が上がる
- ・ 周辺は未整備地区、老朽化した空き家、建物の横にはガスボンベ
- ・ 被害物件7棟、うち2棟が民家で小学生も居住
- ・ ウトロ地区の立て看板が焼失

2. 放火事件による背景

- ・ ウトロ平和祈念館事業を本格的にはじめようとするそのタイミングで放火
- ・ 2016年から公営住宅のための工事が始まり、祈念館建設事業に取り掛かるようになった。
- ・ 2018年に入居が始まり、その年10月にウトロの入り口にたくさんの看板が立てつけられていた空き家が撤去されることに伴い、看板を取り外し地区内の倉庫に収蔵していた。

看板は2008年か取り換えられる

- ・ 2019年、2020年には住民たちのワークショップや見学会、遺品収集や住民たちへの聞き取りなどをへて、2021年6月にウトロ平和祈念館の基本構想を住民たちとメディアに発表し、同日飯場移築の為の解体を行う。

解体ででた飯場の生活用品を倉庫へ運ぶように指示。盆休み前に事務所に建てつけてあった、ウトロで生きてウトロで死ぬという看板を、強風で飛ばされてはいけないと思い倉庫に移動させた。

- ・ 9月16日に祈念館建設が始まる起工式を目前に控えて放火事件がおこった。

(ウトロ地区とヘイト街宣)

- 2008年12月14日 S氏、単独デモ
- 2008年12月15日 宇治市へ抗議行動
- 2008年12月16日 ウトロを支援する本願寺への抗議行動
- 2009年12月20日 ウトロ周辺でのヘイトデモ
- 2012年11月25日 ウトロ周辺でのヘイトデモ
- 2013年4月14日 ウトロ周辺でのヘイトデモ
- 2014年3月14日 宇治市へ抗議行動
- 2014年4月13日 ウトロ周辺及びイオン大久保店前での街宣
- 2015年5月22日 宇治市役所前街宣

＊主な主張～「不法占拠」であるウトロに公費を投入するな

「不法占拠」問題～2000年、最高裁で住民敗訴（背景や居住事実は認定されず）

～土地明渡の強制執行はしないとの地権者と合意（2007）

「住民たちは了解のもと居住しており、不法占拠に当たらない。犯人は間違った情報を元にして事件を起こした」（地権者の供述調書）

3. 火災から放火事件へ～その後の対応

- ・放火であってほしくないという強い願望
- ・犯人の自供により、火災から放火へと捜査が切り替わる
- ・2009年、京都朝鮮初級学校への襲撃事件が想起される
～守られなかった仮処分、差別を犯罪とみなさない刑事判決、民事裁判の負担

本件学校に多数の児童が在籍していることを認識しながら行われたことが明らかであり、不穏当な行為というほかなく、それによって本件学校の授業が妨害された結果も重大である。

（京都地裁 2011 年 4 月 1 日判決）

「本件示威活動における発言は…人種差別撤廃条約 1 条 1 項にいう『人種差別』に該当する」「在日朝鮮人の民族教育を行う学校法人としての人格的価値を侵害され、本件学校における業務を妨害された」、「本件活動により、本件学校における教育事業が妨害され、本件学校の教育環境が損なわれただけでなく、我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれた」、「本件活動は、その全体を通じ、在日朝鮮人及びその指定を教育対象とする学校に対する社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であること」、「児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、控訴人らの侮蔑的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であった」（大阪高裁 2014 年 7 月 8 日判決）

- ・12月に入って放火報道が出る。

「二度とこのような事件が起こらないように警察には犯行動機を含む事件の全容解明のための徹底した捜査を求めるとともに、日本政府・自治体がヘイトクライムを許さないという姿勢を明確にしていきたい」（一般財団法人ウトロ民間基金財団声明抜粋）

- ・12月15日 放火事件に関する記者会見
- ・12月26日 ウトロ放火事件を許さない市民集会（同志社大学/450名）
- ・警察への対応～差別動機を含め事件の全容を求める／協力するがそれかぎりではない。
- ・行政の対応の弱さ—12月宇治市長のコメント「放火は許せない」、京都府
- ・有田良芳参議院議員（当時）の訪問
- ・市長、府知事への要望書を検討。二つの要望書

- ・ 2月5日、被害者弁護団と被害住民面談
- ・ 2月6日、ウトロ町内会臨時集会にて経過を報告
- ・ 2月20日ウトロ喫茶に弁護士らが参加
- ・ 2月24日、東京で院内集会
- ・ 同日宇治市定例議会での一般質問に対する市長答弁

「いわゆるヘイトクライムについては、特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪意識に戻づく犯罪行為で、決して許されるものではない。宇治市として市民一人一人が人種・民族・国籍などの異なる文化や考え方を理解し。お互いの人権を尊重しあえる社会の実現を目指す」

- ・ 3月17日検察面談「ヘイトクライム」として捜査を進めている
- ・ 5月16日初公判、起訴内容認める「悪感情」（社会の構造、伝搬性、被害の大きさ）
- ・ 6月7日第二回公判、被告人の陳述
韓国人なんて追い出せばいいのに、断交したらいいのに
一般的な日本人として、韓国にはそこまで良い印象は持っておりませんが…（歴史、領土問題などについて）本当に一般的な話題だったと思います。
ほとんどインターネット、テレビは見ない。ネットが唯一の情報源。
凶悪なヘイトクライムを起こすことで日本の世論、大多数から韓国に対するヘイトクライムが支持される、韓国に対するヘイトクライムが日本では当たり前前に容認されるという評価を受けるという事を世界に向けて発信したい、という事が究極な目的
- ・ 8月25日、京都拘置所にて有本氏と面談

4. ウトロ放火事件の判決とその背景

「加えて、地域住民にとっての活動拠点が失われ、その象徴とされる立て看板等の史料が焼失するなどしており、被害者らが被った財産的損害のみならず精神的苦痛等も大きいものとうかがわれ、その処罰感情が極めて厳しいのも当然といえる。」

「韓国学校に通う子どもらや保護者を含む関係者に与えた不安感等も軽視できず、被害者らの処罰感情は厳しい。」

「上記の動機は、主として、在日韓国・朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手なものであって、およそ酌むべき点はない。

被害の発生を顧みることなく放火や損壊といった暴力的な手段に訴えることで、社会の不安をあおって世論を喚起するとか、自己の意に沿わない展示や施設の開設を阻止するなどといった目的を達しようとすることは、民主主義社会において到底許容されるものではない。」

「これらの犯情等によると、被告人の刑事責任にはかなり重いものがある。」（京都地裁 2022年8月30日判決）

- ・ 検察の論告よりも踏み込んだ判決文

- ・被害者の声を法廷に届けた弁護団

- ・ヘイトクライムは許されないという社会の認識
～差別事件への社会の無関心、差別事件での両論併記、相対化

- ・ヘイト被害者の訴えと、社会の前進、メディアの姿勢

「京都、徳島など初期の法的応戦の数々。ヘイト解消法の決定打を打つにとどまらず刑事罰条例を成立させ、「川崎モデル」を全国に発信している川崎——。それらの闘いは反ヘイトの思いに連なり、書くことで応答しようとする記者たちを生み出してきた」「記者たちが介入、持ち場を跨いで連携し、被告や学識者、当局の取材を分担した。その結果が厚みある報道の数々だった。企業体力の弱体化が背景にあるが、反戦、反差別に垣根は不要なのだ。これは今後の取材モデルになるだろう」（月刊イオ 22 年 10 月号、中村いるそん）

（むすび）これから求められるもの

- ・被害者が身を切る思い、2 次被害・3 次被害を覚悟で声を上げなくてもよい社会
- ・社会としてすべての差別に反対し、その根絶に向けて実質的な措置をとることを宣言
- ・差別に基づく表現及び扇動行為、差別意識に基づく犯罪を許さないことの制度としての構築（ヘイトスピーチの規制、ヘイトクライムの量刑加重など）
- ・ヘイト被害が被害者はもちろん社会に及ぼす深刻な影響を認識し、未然の防止や被害者救済へむけての取り組み

「ヘイト根絶へ対策強化」（公明新聞 2023 年 7 月 28 日）

専門部署設置 省庁横断で対応せよ/党プロジェクトチーム、官房長官に提言

ヘイトスピーチやヘイトクライム（憎悪犯罪）の根絶に向け、公明党の同問題対策プロジェクトチーム（PT）座長の浜地雅一衆院議員と事務局長の矢倉克夫参院議員らは 27 日、国会内で松野博一官房長官に対し、取り組みの強化を求める提言を手渡した。松野官房長官は「さらに取り組みを進めたい」と応じた。

浜地座長らは、民族や人種などの違いに基づくヘイトクライムが増えていると指摘。在日コリアンが多く住む京都府宇治市ウトロ地区での放火事件を受けて現地を視察したことに触れ、「法の支配」を掲げる先進 7 カ国（G7）議長国として「根絶を国内外に発信すべきだ」と訴えた。

具体的には、差別の歴史を伝える「ウトロ平和祈念館」などを岸田文雄首相が訪問し、被害者との面談を通じて、より一層の連帯を表明するよう要請。松野官房長官は「形や時期、内容を詰めたい」との考えを示した。

さらに提言では、政府内に対策の専門部署を設置し、省庁横断で対応する体制の整備を要望。国民への継続的な啓発強化や差別に関する早急な実態調査なども求めた。

II. 報告事項

1. 宇陀市議会議員選挙

5月5日告示・12日投票の宇陀市議会選挙は、定数12に対して20人が立候補する激戦となりました。加盟議員の田中剛志候補は、「人口減少と高齢化する宇陀市の税収低下、市民サービス低下を防ぐために、官民での『地域商社』の設立と、ふるさと納税の魅力ある返礼品の開発による納税拡大での財源確保等の政策」を訴えられましたが、健闘及ばず惜敗されました。

2. 正副議長への就任者の紹介

2024年度議会で正副議長に就任された方々は次の通りです。（5月23日までに発表の分）

議長		副議長	
大和郡山市議会	西川 貴雄（2回目）	桜井市議会	工藤 敏太郎（2回目）
上牧町議会	牧浦 秀俊（初）	上牧町議会	服部 公英
大淀町議会	山本 勲（初）		

III. 組織関係

1. 新規加盟議員のご紹介

第23回総会（2024年2月14日開催）以降に入会された議員は次の方々です。

奈良県議会 伊藤 将也（いとう まさや）議員

選挙区：奈良市・山辺郡、会派：自民党・無所属の会、当選1回

宇陀市議会 南浦 寿雄（みなみうら ひさお）議員

無所属、当選1回 ※5月12日執行の市議会議員選挙で初当選

御所市議会 田中 曜平（たなか ようへい）議員

無所属、当選1回 ※5月19日告示の市議会議員補欠選挙で初当選

2. 2024年度議員団役員体制について

議 長 = _____

幹事長 = _____

幹 事 = _____

監 事 = _____

2023年度役員：議 長 = 岩田 国夫 県議会議員

幹事長 = 田川 雅人 元菟田野町議会議員

幹 事 = 中川 崇 県議会議員、川口 信 県議会議員

監 事 = 中西 吉日出 奈良市議会議員

3. ヒューライツ議員団・年会費について

2024年度会費について、納入をされた方々には感謝を申し上げます。

まだ納入されていない方は、宜しくお願いします。

納入にあたっては、お手数ですが振込でお願いいたします。

【振込先】

南都銀行 [] [] 口座番号： []

名義：奈良ヒューライツ議員団会議 岩田 国夫

4. 議員団への入会促進について

奈良ヒューライツ議員団では、さまざまなテーマで研修を実施していきます。同会派の議員ならびに友好議員へ、活動趣旨・活動内容を広めていただき、入会の促進、定例会議への参加呼びかけをお願いします。

※議員団役員・事務局に連絡をしていただければ、事務局から案内文等を送付します。

5. 「ビジネスと人権」の普及促進ならびに人権プラザを広げる取り組み

奈良ヒューライツ議員団と、「平和・人権・環境・経済」を掲げて活動する県内の若手異業種経営者の会「こふれ21」、人権問題の解決をめざして研究・運動・教育・啓発に取り組む60団体が加盟する「奈良県人権・部落解放研究集会実行委員会」の3者の交流会の開催を下記の日程で企画しています。

趣旨 3者の連携と交流を図り、県内の「ビジネスと人権」の普及促進、人権文化の創造と、多様化する人権課題への取り組みの発展の契機とする。

日時 7月19日（金） 午後5時開会

会場 橿原神宮養正殿

内容 立食形式（会費制）

※1 案内を発送しますので、日程調整の上、ご参加をお願いいたします。

※2 「奈良県人権・部落解放研究集会実行委員会」の構成団体は 10 ページに掲載。
「こふれ21」は、別紙のリーフレットを参照してください。

6. 当面の主な日程について

（1）第66期部落解放同盟奈良県連合会・奈良県部落解放企業連合会合同幹部研修会

と き 6月2日（日）～3日（月） 2日・開会：午後1時

ところ 賢島・宝生苑（ほうじょうえん） 三重県志摩市阿児町賢島

日 程

6/2 (日)	13:00～13:25	開会行事・伊藤県連委員長あいさつ	
	13:30～14:30	第1講「北海道・リーダー研修-アイヌ問題で課題を共有」 報 告：県連女性部	
	14:30～14:40	休憩・準備	
	14:40～15:50	第2講「大阪における『部落探訪』削除訴訟の闘い（仮題）」 講 師：高橋定・大阪府連書記長（中央執行委員）	
	15:50～	事務連絡等	
	18:00～	懇 親 会	
6/3 (月)	9:00～11:30	第66期県連第1回県委員会 第56期企連第1回啓発委員会	組織関係者対象

※参加申し込みをされている方々は日程の確認をお願いします。

（2）部落差別等撤廃と人権確立を目指す奈良県民集会

7月の「差別をなくす強調月間」を締めくくる行事として開催される「奈良県民集会」は、今年度も下記の日程で開催されます。加盟議員の皆さまには、研修の機会と位置付けて後日、案内文を送付しますので、積極的なご参加をお願いいたします。

集会の記念講演では、TBS「サンデーモーニング」のコメンテーターとして出演中の安田菜津紀さんが講演をします。

①主催 部落差別等撤廃と人権確立を目指す奈良県民会議

②日程・会場

〈日時〉 2024年7月31日(水) 受付：午前11時30分～、開会：12時30分

〈場所〉 奈良県橿原文化会館 大ホール(所在地) 橿原市北八木町3-65-5

11:30	受付開始
12:30	開会あいさつ
12:35	主催者あいさつ 来賓あいさつ・紹介
13:05	基調提案
13:25	休憩・舞台転換
13:35	第2部<記念講演> 演題：「共に生きるとは何かー難民の声、家族の歴史から考えた多様性ー」 講師：安田 菜津紀 さん 認定NPO法人Dialogue for People副代表／フォトジャーナリスト
14:55	第26回「私の見た人権」フォトコンテスト入選作品 紹介
15:20	集会宣言(案)提案
15:25	閉会

※会場には駐車場はございませんので、周辺の公営・民営駐車場のご利用をお願いします。

③式次第 ※タイムスケジュールは目安です。

④注意事項

- ・開催当日午前9時の時点で、奈良県内で警報が発令されている場合は中止とし、開催日を改めて設定する予定です。
- ・会場内では、マスクを着用するなど参加者各自で感染予防に努めてください。
- ・体調のすぐれない方は、無理をせず、参加を見合わせてください。

⑤フードドライブの実施

昨年に引き続き、当日会場内に、主に家庭で余っている未使用の食品(米、乾麺類、レトルト・インスタント食品、缶詰、菓子類、飲料等)を持参していただき、フードバンクをはじめ、地域の福祉施設や子ども食堂、団体等に寄付する「フードドライブ」を実施します。ご協力をお願いします。

※受け取れないもの：賞味期限まで1ヶ月をきっているもの、開封されているもの、(ご注意ください) 賞味期限の明記がないもの、アルコール類

第51回奈良県 人権・部落解放研究集会実行委員会構成団体

No.	構成団体名	構成日	
1	奈良県市長会	31	特定非営利活動法人 ほっとねっと
2	奈良県町村会	32	奈良ユネスコ協会
3	奈良県市町村・人権同和問題「啓発連協」	33	古市歴史研究会
4	奈良県地方自治研究センター	34	架け橋長島・奈良を結ぶ会
5	奈良県商工会連合会	35	奈良県退職教職員協議会
6	奈良県商工会議所連合会	36	奈良県私立学校人権教育推進協議会
7	(一社)奈良経済産業協会	37	部落解放同盟奈良県連合会
8	奈良県中小企業団体中央会	38	特定非営利活動法人 さくらい人権ネット
9	(一社)奈良県部落解放企業連合会	39	(一社)奈良県医師会
10	奈良県中小企業連合会	40	(一社)奈良県薬剤師会
11	奈良県農業協同組合中央会	41	(一社)奈良県病院協会
12	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	42	(一社)奈良県建設業協会
13	奈良県隣保館協議会	43	(一社)奈良県歯科医師会
14	奈良県人権教育推進協議会	44	檀原人権ネットワーク
15	差別をなくす奈良県宗教者連帯会議	45	地域研究会 俚志
16	奈良県大学人権教育研究協議会	46	いのちと平和を考える会
17	奈良県人権教育研究会	47	多文化共生フォーラム奈良
18	奈良県同和教育実践会	48	エネルギーのいまを考える会
19	奈良県外国人教育研究会	49	ハッキョ支援ネットワーク・なら
20	奈良県高等学校人権教育研究会	50	奈良総合法律事務所
21	奈良県人権保育研究会	51	奈良脱原発ネットワーク
22	奈良教職員組合	52	児童養護施設 大和育成園
23	奈良県高等学校教職員組合	53	南都総合法律事務所
24	(一財)たんぼぼの家	54	(一社) GARDEN
25	社会福祉法人 ちいろば会	55	沖縄の高江・辺野古とつながる奈良の会
26	あすなろの家共働作業所	56	奈良ー沖縄連帯委員会
27	社会福祉法人 メイクるタウン	57	さよなら原発大和高田の会
28	特定非営利活動法人 ハ木ー男福祉会	58	特定非営利活動法人 フードバンク奈良
29	社会福祉法人 わたぼうしの会	59	先住民族アイヌのいまを考える会
30	(公財)奈良県人権文化財団 水平社博物館	60	(一財)奈良人権部落解放研究所

IV. 報告事項ならびに協議・参考事項

1. 情報流通プラットフォーム対処法が可決・成立

今通常国会で、プロバイダ責任制限法を改正し、名称も改めた「情報流通プラットフォーム対処法」が5月10日に可決され、5月17日に公布されました。施行は公布日から1年以内とされています。

※プロバイダ責任制限法の正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

①法改正の背景・目的

インターネット上で多発する誹謗中傷は、SNSや匿名掲示板などの大規模プラットフォームを中心に行われています。そのため、誹謗中傷被害を防止するには、大規模プラットフォームに対して迅速かつ十分な対応を義務付けることが最も効果的です。

そこで、従来のプロバイダ責任制限法に大規模プラットフォーム事業者（＝大規模特定電気通信役務提供者）を対象とする規制が追加されました。

②法律の内容（大規模特定電気通信役務提供者に課す義務）

- (1)人権侵害の被害者から投稿の削除の申し出方法を定め、公表する
- (2)表現の自由を保護するためにも、削除基準（ガイドライン）を策定し公表する（運用状況の公表を含む）
- (3)被害者から投稿の削除の申し出があった場合、不当な権利侵害の有無について遅滞なく必要な調査を行う
- (4)(3)の調査は専門的な知識経験を必要とし適正に行わせるため、侵害情報調査専門員を選任し、遅滞なく総務大臣に届け出る
- (5)削除の申出を受けて行った調査の結果に基づき、当該措置を講ずるかどうかを判断し、原則として申出を受けた日から14日以内の総務省令で定める期間内に、申出者に通知する
- (6)削除した場合は、発信者に通知（または発信者が容易に知り得る状態に置く）し、削除基準のどの規定に基づいて削除したのかを明らかにする

③今後の課題について

- (1)ユーザーの約2割が利用しているとも言われる中小のプラットフォーム事業者やウェブサイト管理者についても、同法の適切な対応が図られることが必要である。
- (2)削除基準（ガイドライン）が、個別の差別・人権侵害の実態を踏まえたものにしなければならない。（例：被差別地域の集住地の動画等が削除対象に含まれるようにする）

2. 東京都の行政書士が戸籍等の不正取得の疑い

2024年1月に部落解放同盟東京都連合会に、行政書士による職務上請求書の不正使用に関する匿名の通報があり、部落解放同盟中央本部と東京都連合会は2月に東京都行政書士会と話し合いを行いました。その結果、東京都行政書士会には2023年1月に匿名の通報があり、2月に当該のK行政書士に事情聴取を行い、

ア) 2016年交付の職務上請求書1冊(50枚綴り)を紛失(紛失届の未報告)

イ) 2019年交付の請求書1冊のうち、4枚は引きちぎられ使用目的が不明

ウ) 残り46枚のうち、未使用の23枚には当時未登録の補助者の印鑑がすでに押してあった(違反事項に該当)

エ) K行政書士は税理士の資格も有し、その立場で、一部の探偵業者がつくった民間の(社)探偵協会の理事を務め、補助者も探偵業を営むものであったことが明らかになっています。

東京都行政書士会は、「紛失」した54枚の請求書が身元調査などに使用されたかどうかは不明だとしていますが、上記のエ項から、不正使用の疑いが大きいと思われ、部落解放同盟奈良県連合会としては、各市町村に、紛失した職務上請求書(54枚)が保管されていないか、開示請求の取り組みを通して調査することとしています。

【参考】戸籍謄本等の不正取得にかかわる取り組みで、三郷町と王寺町が「被害告知型本人通知制度」を導入

① 栃木県の行政書士が2021年8月、探偵業者から依頼を受けて、職務上請求書の不正使用により、他人の戸籍等の写しを不正取得したとして、兵庫県警に逮捕された事件が明るになりました。部落解放同盟奈良県連合会は、この事件を教訓にして、不正取得の防止を図るために県内全市町村が導入している「事前登録型本人通知制度」の拡充と、不正取得の被害者へ告知し相談に応じることを主な目的とする「被害告知型本人通知制度」の導入を、まず組織(支部)のある自治体に要請してきました。

② その結果、三郷町が2023年11月1日付で、同じく王寺町が2023年11月1日付で、「疎明資料」請求の手続きを盛り込んだ「被害告知型本人通知制度」を導入しました。

また、王寺町は「事前登録型本人通知制度」の「登録期間」を撤廃し、大和郡山市は事務手続き上、登録期間の撤廃が難しいとの判断から、登録期限切れ前に登録者に通知することに変更しました。

③ 部落解放同盟奈良県連合会との話し合いでは、多くの自治体担当課は「被害告知型本人通知制度」の創設について「検討する」「調査・研究を進める」と回答をしました。他方、大和高田市は「不正取得の事実の把握と告知の判断が非常に難しいため、…法律としての整備を奈良県戸籍住民事務協議会、また全国連合戸籍住所基本台帳事務協議会を通じて総務省、法務省に要望しております」と回答しました。

■ 繰り返される戸籍等の不正取得事件に対して、住民の個人情報の保護、身元調査への悪用の防止の観点から、行政としての積極的な取り組みが求められます。

V. 人権政策の推進にむけて

1. ヘイトスピーチの規制にむけて（再掲）

①奈良県ヘイトスピーチ規制条例制定を実現する会が要望書提出

ヘイトスピーチの規制が奈良県でも必要だと、運動を展開している市民団体「奈良県ヘイトスピーチ規制条例制定を実現する会」は5月15日、条例制定の要望書を山下知事と岩田県議会議長に提出しました。

同会の加来洋八郎代表は、「ヘイトスピーチ解消法の施行から約8年が経過したにもかかわらず、インターネット上でのヘイト表現・攻撃は一向に収まらず、誤った情報をうのみにした人によるヘイトクライム（憎悪犯罪）が頻発している」と指摘し、「差別を許さない県としての姿勢を明確にしてほしい」と訴えています。

これを受けて、山下知事は同日の記者会見で、「当然ヘイトスピーチはあつてはならないこと。表現の自由として許容される範囲を超えていると思っている」とした上で、県内でなされないようにしていく責務が地方公共団体にもあると思っている」「今後運用面での課題も併せて検討していきたい」と話しました。

（参照：新聞報道記事 19 ページに掲載）

②ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの現状

在日外国人をはじめ被差別部落（同和地区）、障害者、アイヌ、性的マイノリティらに対するヘイトスピーチ（憎悪をむき出しにした発言。特に、公の場で、特定の人種・民族・宗教・性別・職業・身分に属する個人や集団に対して、差別的意図をもって攻撃、脅迫、おとしめる言動）が大きな社会問題となっています。

特に、朝鮮半島にルーツをもつ在日外国人に対してはヘイトスピーチにとどまらず、特定個人や集団の殺害をほのめかす投書やビラが撒かれ、民族学校に通う児童・生徒の制服が切り付けられるなど、身の危険が及ぶほど激化し、さらには、集住地や施設の放火事件まで発生しています（＝ヘイトクライム）。

奈良県もヘイトスピーチ、ヘイトクライムに無関係ではなく、かつて、生駒市では、日本国籍を有しない、永住者や特別永住者と入管法に基づく在留資格者（住民基本台帳に5年以上記載されている人）らも対象とする市民投票条例制定の動きに対して、関係議員らの自宅前や議会控室にまで押し入って罵詈雑言を浴びせる行為が行われました。

北朝鮮がミサイル発射を行うたびに、民族学校に通う児童・生徒が通学時に危害を加えられ、東大阪市の民族学校に通う奈良県内の児童・生徒も例外ではありません。

③法律・条例の制定

こうした事態に対して、奈良県議会は2014年10月6日に「ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書」を全会一致で採択し、名古屋市や東京都国立市などで同様の意見書が採択され、国は2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を制定しました。しかし、同法は理念法であるため、一定の成果を残しつつも解消への実効性に乏しく、よって、全国的には、大阪、東京、神奈川県川崎市などでヘイトスピーチを規制する条例が制定されてきました。

④奈良県内で条例制定の機運が盛り上がる

しかし、神奈川県相模原市の「やまゆり園事件」や、桜井市在住の青年が起こした大和高田市にある在日本大韓民国民団の支部事務所への放火未遂事件（2021年7月）や、京都府宇治市にある在日外国人が集住するウトロ地区での放火事件（2021年8月）など、ヘイトスピーチがヘイトクライムにつながっていく事態を目の当たりにした奈良県内の市民運動団体が「奈良県ヘイトスピーチ規制条例を実現する会」を結成し、学習会の開催を通じた世論喚起と同時に県議会議員に陳情を行うなど、運動を展開しています。

部落解放同盟奈良県連合会としては、市民運動の取り組みに協調しつつ、連合奈良と平和フォーラムの三者共闘を組み、県条例の制定を実現したいと考えています。奈良ヒューライツ議員団加盟議員の皆様のご協力とご支援をお願いします。

（条例案 15 ～ 18 ページに掲載）

【参考】

奈良県ヘイトスピーチ規制条例（案）

（目 的）

第1条 この条例は不当な差別の撤廃が重要な課題であることに鑑み、日本国憲法、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(1995年条約第26号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(2016年法律第68号)、及び奈良県において不当な差別の解消を求めた、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例、奈良県議会「ヘイト・スピーチに反対し、その根絶のため法規制を求める意見書」、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の理念に基づき、不当な差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、県の責務、基本的施策、解消に関する措置、公の施設の利用制限、差別撤廃審議会の設置その他の事項を定めることにより、不当な差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進し、差別を受ける社会的少数者の権利を擁護し、もってすべての人の尊厳が尊重される差別のない地域社会を作ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において「不当な差別」とは、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的志向、性自認、出身、障害、社会的地位その他の事由を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条例において「社会的身分」とは、出生により決定される（蔑視迫害される）社会的な地位をいう。

3 この条例において「言動」とは、次に掲げる態様によるものを含むものとする。

一 他の言動の内容を記録した印刷物、光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)その他の物の頒布又は公然陳列

二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して他の言動の内容を記録した文書図画又は画像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くこと

三 前二号に定めるものの他、他の言動の内容を拡散する活動

4 この条例において「県民」とは、本県の区域内に居住する者又は本県の区域内に通勤し若しくは通学する者をいう。

（基本原則）

第3条 不当な差別は、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において撤廃されなければならない。

（表現の自由等への留意）

第4条 この条例の適用に当たっては、人間の尊厳、人権文化の構築を基調として表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しないよう、留意しなければならない。

(不当な差別の禁止)

第5条 何人も、次の各号に該当する行為(以下「差別的行為」という。)その他の不当な差別をしてはならない。

一 特定の者に対する差別的取扱

二 侮蔑、嫌がらせその他特定の者に対する差別的言動

三 共通の属性を有する不特定の者に関し、社会から排除し、権利若しくは自由を制限し、又は憎悪若しくは差別の意識若しくは暴力をあおり若しくは誘発することを目的とする、公然と行われる差別的言動であつて、次に掲げるもの

イ 著しい侮蔑若しくは誹謗中傷その他人種等を理由とする共通の属性を有する個人又は集団を貶め、又は価値の低いものとして扱うもの

ロ 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加えることを告知することにより脅威を感じさせるもの

ハ 社会からの排除を求めるもの

四 差別の意識をあおり又は誘発することを目的とする差別的言動であつて、次に掲げる情報を頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示するもの(摘示した事実の有無にかかわらず)。

イ 共通の属性を有することを理由として、人を抽出し、一覧にした情報

ロ 共通の属性を有するものが、当該属性を有することを容易に識別することを可能とする特定の地名、人の氏、姓その他の情報

(県の責務)

第6条 県は、第3条に定める基本原則にのっとり、不当な差別の撤廃に関する施策を総合的かつ一体的な推進のため、基本方針を策定しなければならない。

2 県は不当な差別を撤廃するために、情報の収集、調査研究、教育・啓発、相談体制の充実に努めなければならない。

3 県は不当な差別の撤廃に関する施策を効果的に実施するため、国、他の地方公共団体、不当な差別の撤廃に関する活動を行う民間の団体その他の関係者相互間の連携協力体制の整備を行うものとする。

(県民及び事業者の責務)

第7条 県民及び事業者は、第3条に定める基本原則を踏まえ、不当な差別の撤廃について理解を深め、差別のない地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、県が実施する不当な差別の撤廃に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(調査手続き)

第8条 知事は、特定の者に対する差別的取扱、侮蔑、嫌がらせその他特定の者に対する差別的言動が行われたと疑うに足る相当な理由があるときは、当該行為により被害を受けた県民もしくは代理人、対象となった人種等に関する共通の属性を有する県民により構成される団体の請求により職権で、調査手続を開始することができる。

(審議会)

第9条 知事は、当該行為が差別的行為に該当するかどうかについて並びに是正措置等の内容について、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該行為が差別的行為

為に該当しないことが知事による調査によって明らかであるときは、この限りでない。

(審議会による調査)

第10条 審議会は、必要と認めるときは、知事又は請求者からの意見の陳述及び資料の提出、関係者からの事情聴取をすることができる。

- 2 審議会は、差別的行為をした疑いがある者に対し、意見の陳述、及び資料を提出する機会を与えなければならない。
- 3 審議会の調査手続は、公開しない。ただし、審議会が許可した場合を除く。
- 4 審議会が当該行為を差別的行為と認めた場合において、当該行為者が不明であるときは、知事は、事業者に対し、当該行為に係る発信者情報その他個人識別のための情報の開示を求めることができる。
- 5 審議会は、調査手続を終結したときは、遅滞なく、是正措置等に関する意見書を作成し、知事に提出しなければならない。

(審議会の意見の尊重)

第11条 知事は、是正措置等に係る判断をする場合には、前条第10項の意見書を尊重しなければならない。

- 2 知事は、意見書と異なる措置をとる際には、その理由を公表しなければならない。

第12条 知事は、第10条第1項の規定による調査手続により、特定の者に対する差別的取扱、侮蔑、嫌がらせその他特定の者に対する差別的言動が行われたと認めた場合には、事案の内容に即して、指導、勧告その他当該差別的行為を是正するために必要な措置を講ずることができる。

- 2 知事は、前項の措置について、当該差別的行為の概要、当該行為が差別的行為に該当する旨、該当する第5条各号の条項及び措置の内容を公表しなければならない。
- 3 知事は、第1項の措置について、当該差別的行為の悪質性の程度、行為後の状況、社会的影響の軽重などにより公表することが相当であると認めるときには、当該差別的行為を行った者の氏名又は名称を公表することができる。ただし、公表の期間は、相当な期間であることを要する。
- 4 知事は、第1項の規定による措置を講ずるときは、当該差別的行為を行った者に対し、書面により、措置の内容及びその理由並びに第2項及び前項の規定による公表をする旨を通知しなければならない。ただし、当該差別的行為を行った者の所在が判明しないときは、この限りではない。
- 5 知事は、請求者に対し、書面により、講じた措置及びその理由、措置を講じなかったときはその旨及びその理由を、それぞれ通知しなければならない。

(差別行為に対する警告、命令)

第13条 知事は、当該差別的行為が行われたと認めた場合であつて、当該差別的行為をした者がさらに当該差別的行為又は当該差別的行為に類する行為をするおそれがあるときは、当該差別的行為をしてはならない旨を警告する(以下単に「警告」という。)ことができる。

- 2 知事は、警告対象者が、警告を受けたにもかかわらず、警告対象行為を行い、かつ、さらに警告対象行為をするおそれがあるときは、警告対象者に対し、警告対象行為をしないよう命令し、これを防止するために必要であると知事が認める事項を履行することができる。
- 3 命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(公の施設の差別的行為を目的とする利用の制限)

第14条 知事は、本県の公の施設の利用許可の申請があつた場合であつて、当該利用が差別的行為を行うことを目的とするものと認めたとき、ならびに疑うに足る充分な理由があると認められるときは、これを許可しない、あるいは制限を付けて許可することができる。

2 知事は、本県の公の施設の利用許可の申請に係る許可をした場合において、この利用が差別的行為を目的とするものであると判明したときは、当該許可を取り消さなければならない。

3 知事は、公の施設の利用制限に係るガイドラインを策定し、公表するものとする。

4 知事は、本市の公の施設の利用許可の申請があつた場合において、当該使用により被害を受けるおそれがある県民又は人種等に関する共通の属性を有する県民により構成される団体の請求により又は職権で、調査手続を開始するものとする。

(差別撤廃審議会の設置)

第15条 県に、差別撤廃審議会を置く。

2 審議会は、不当な差別の撤廃及び被害者救済を図ることを任務とする。

3 審議会は、前項の任務のため、この条例に他に定めるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 知事の諮問に応じて不当な差別の撤廃に関する調査をすること

二 不当な差別の撤廃に関し、必要があると認めるときに、知事に対し、意見を述べ又は勧告すること

4 知事は、第3項第2号の勧告に基づき講じた施策について審議会に報告しなければならない。

(組織及び運営)

第16条 審議会は、委員●人以内で組織する。

2 委員は、知事が、人種等を理由とする差別の撤廃に関し専門的知見を有する者のうちから、県議会の同意を得て委嘱する。委嘱に当たっては、属性に関する少数者、女性又は障害者が一定以上となるよう配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、会長は、委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第18条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

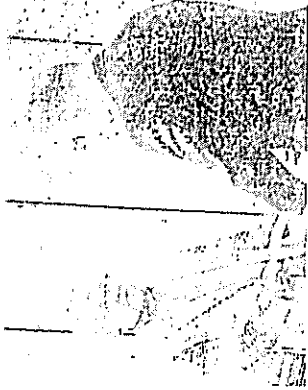
第19条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

「くイト県で規制を」 市民団体 条例の制定求める

くイトスピーチは犯罪。県内でも取り締まれる
条例を――。県内の複数の市民団体でつくる「県
くイトスピーチ規制条例制定を実現する会」が、
特定の人種や民族に対して侮蔑や誹謗中傷するく
イトスピーチを規制する条例の制定を求める要望
書を山下県知事と岩田国大県議会議長に提出し
た。全国の自治体で制定が相次ぐ中で、条例がな
い奈良でも制定に向けた動きが活発化している。

「差別許さぬ 明確に示して」

15日に提出された要望
書では、市民団体が作成
した条例案も示された。
人種や国籍、民族、性的
指向などを理由とする差



要望書と条例案を呈する
加菜洋八郎・会代表(左)
と受け取る田中裕之・県
人権施策課長＝県庁

別を禁止し、違反者には
行政罰や刑事罰を科すこ
とが盛り込まれている。

差別的な行為が認めら
れた場合には、行為者の
氏名や名称をインターネ
ットなどで公表し、相応
の罰金を科すとされてい
る。また、近年はインタ
ーネット上でも差別的な
言説が飛び交っているこ
とから、県が教育や啓発
に取り組むことなどによ
り、対策を講ずることな
いとも言及している。

国会代表の加菜洋八郎
さん(9)は、「国が20
16年に施行したくイト

スピーチ解消法から約8
年が経過したにもかかわらず、インターネット上
でのくイト表現。攻撃は
一向に収まらず、誤った
情報をつのみにした人に
よるくイトクライム(憎
悪犯罪)が頻発してい
る」と指摘し、「差別を
許さない県としての姿勢
を明確にしてほしい」と
条例の必要性を訴える。

21年には、戦時中の飛
行場建設に従事した朝鮮
人労働者とその子孫らが
暮らしてきた、京都府宇
治市のウトロ地区で放火
事件が起こり、県内在住
の男が実刑判決を受け
た。男は公判で「韓国人
に敵対感情を持ってい
た」などと供述。加菜さ
んは「くイトスピーチを
放置するとくイトクライ
ムにつながるだけでな
く、当事者が声を上げづ
らくなってしまう」と警
鐘を鳴らす。

国のくイトスピーチ解
消法では、外国出身者く

の「不当な差別的言動は
許されない」ことをうた
っているが、実際に規制
をするための法的な効力
がなく、「理念法に過ぎ
ない」という指摘もあ
る。このため、大阪市
(16年)や東京都(18
年)、大阪府(19年)な
どが、くイトスピーチの
解消を進める条例をそれ
ぞれ制定してきた。川崎
市の条例では、最大50万
円の罰金が科される罰則
規定も設けられている。

法務省の統計などによ
ると、県内の外国人人口
は昨年6月末時点で1万
6420人。コロナ禍の
時期を除き、年々増加の
一途をたどっている。

知事「検討したい」

山下知事はこの日の記
者会見で、「当然くイト
スピーチはあってはなら
ない」と。表現の自由と
して許容される範囲を超
えていると懸念している
とした上で、「県内でな
されないよう促していく
責務が地方公共団体にも
あると思っている」と答
えた。「要望書を拝見し
て、今後運用面での課題
も併せて検討していきたい」と話した。(仙道統)

2. 根深い部落差別問題について

(1) 「部落探訪」(現「^{くるわ}曲輪クエスト」) 削除の取り組み

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判の闘いは最高裁に移るが、鳥取ループ・示現舎に対するもう一つの糾弾闘争である「部落探訪」動画の削除の取り組みについて、グーグル社が2022年11月30日付で、「ユーチューブ (Youtube)」の動画200本を削除したため、鳥取ループが独自の有料会員サイト「JINKEN.TV」を開設し、削除されたものも含めて新たな動画を投稿しています。

さらに、示現舎は「部落探訪」を「人権探訪」、さらに「曲輪(くるわ)クエスト」と名称変更して投稿を継続し、359本を数える。「部落探訪(人権探訪)」をはじめ差別情報の削除は遅々として進まないため、部落解放同盟大阪府連合会、埼玉県連合会、新潟県連合会で「部落探訪(人権探訪)」の削除を求めて提訴されています。

裁判闘争に注視をするとともに、SNS上の投稿された同和地区をさらす差別動画等の削除を求めていかなければなりません。

- ・大阪府連：富田林支部が昨年11月6日に大阪地裁に仮処分申立てた。

その結果、5月1日付で大阪地裁は削除を命じた。裁判長は、示現舎の「部落の寺」「差別の門」といった説明が、「写真と解説文が一体となって地域が被差別部落だと示している」と判断し、サイトで掲載することは「差別を受けず平穏な生活を送る人格的利益を侵害している」とした。地裁決定によって、サイトの該当部分は削除されている。

(参照：新聞報道記事は 23 ページ)

- ・埼玉県連：熊谷市内の支部長と県連が原告となって、昨年12月6日にさいたま地裁に提訴。3月13日に第1回口頭弁論が行われた
- ・新潟県連：3支部の代表者と県連が1月24日に新潟地裁に削除と損害賠償を求めて提訴。5月24日に第1回口頭弁論が行われる予定でしたが、鳥取ループのMは、動画撮影で新潟に何度も訪問しておきながら、「新潟での裁判は遠いので、地元の横浜地裁相模原支部でしてほしい」と要望するなどしたため、流会となった。

(2) 天理市役所内での職員間で起きた差別発言

- ① 2022 (R4) 年10月と12月に、市役所内での差別発言が職員間で起きたことについて、事象発生後すみやかに報告や対応がなされていなかったことが約1年後に発覚し、天理市としてこれらの発言を差別事象として改めて確認し、対応しているとの報告が、2月22日、部落解放同盟奈良県連合会(県連)にありました。

その後、市は、部落問題に対する認識不足や対応マニュアルが徹底されていなかったことも踏まえ、全職員を対象に職員研修を実施しています。

- ② 県連と天理支部協議会は3月13日に市との話し合いを持ち、市に対しては、1回目の相談時に差別事象として対応されなかったことや事象対応が当該職員への聞き取り、そして職員研修をもって終了したかのように報告されているが、関係団体との連携を含めて丁寧な対応が必要ではなかったかなどについて問題提起し、以下の点に関わって申し入れを行いました。

- ◎今回の差別事象からも明らかになったように、初動対応の遅れが問題解決をより困難にさせる要因となることから、迅速な対応への心掛けと推進本部体制の再点検を。
 - ◎事象対応を進めていくうえで、各関係機関・団体との課題共有と連携は不可欠であると考え、共に考え、取り組みを進めるというスタンスの再確認を。
 - ◎「差別事象対応マニュアル」の周知徹底と、実情に即した内容であるかどうかの再点検・見直しを。
 - ◎役所への同和地区問い合わせやネット上における差別事象が相次いでいる現状を捉え、職員一人ひとりが部落問題への理解を深め、差別の本質をとらえて啓発ができるよう、研修の充実を。
 - ◎「天理市部落差別解消推進条例」を実効あるものにしていくための人権施策の推進、とりわけ実施期間が2026年度までとなっている「天理市人権施策基本計画」の検証と改定にむけた積極的な議論を。
- ③ 申し入れに対する回答を含め、5月29日に話し合いを行います。
また、市からの要請を受けて、7月に県連役員が講師を務め、職員研修を行う予定です。

(3) 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」奈良講演会における講師の不適切な発言

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会の主催で、2024年1月20日に開催した「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」奈良講演会（一般市民約300人が聴講）の基調講演「世界遺産のある地域のまちづくり」において、講師が「…京都市立芸大は京都駅の横に移転しましたよね。同和地区です。かつての同和地区だったところです。そこにわざわざ芸術大学を持ってきて、さびれていた空き家が多かった改良住宅地区を京都芸大にして、若者が集まる、観光客が集まる場所にした。…」との不適切な発言をしました。

部落解放同盟奈良県連合会は2月29日に、当該講師、世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会との話し合いを持ち、講演会での発言内容や真意について改めて確認するとともに、事象対応のあり方等について議論しました。（その内容は以下のとおり）

- ◎過去に、大阪で「在日コリアン」、京都で「女性問題」に関わる発言で不適切であると指摘されたことがあり、今回の発言についても、説明不足で配慮が足りない発言であったとの反省が述べられる。
- ◎今回、京都・崇仁への大学移転について語ったのは、柳原銀行の保存・資料館の建設や芸大を核とした崇仁地区の整備など、歴史的遺産を活かしたまちづくりという視点から話題に挙げたとのことであった。
- ◎「芸大が移転したところは同和地区」「そこにわざわざ芸大を持ってきて、さびれていた空き家が多かった改良住宅地区を芸大にして…」という表現について、芸大移転の取り組みの説明が不十分なために、聴講者に誤解を与えたのではないかと指摘する。
- ◎部落を活性化しまちづくりを推進していく立場からの発言であると思うが、各地で講演活動を行う講師の趣旨がしっかりと伝わるよう、また、誤解を与えることのないよう、表現には十分気をつけてほしい旨を伝える。

この事象について、あらためて講師の発言の差別性や、県、協議会の対応について確認するため、5月27日に県人権施策課と協議し、あらためて協議会を含めた話し合いの場を設定する予定です。

VI. 選挙関係

(1) 議会選挙

2024年度内に予定されている議会選挙は以下のとおりです。

	告示	投票	加盟議員（敬称略）
天川村議会選挙（7）	12月15日任期満了		
檀原市議会選挙（23）	2025年2月10日任期満了	榎尾 幸雄、竹田のぶや、 うすい卓也、今井 梨加	
吉野町議会選挙（9）	2025年3月7日任期満了	西澤 巧平	
香芝市議会選挙（16）	2025年3月31日任期満了	小西 高吉、中村 良路	

(2) 首長選挙

2024年に予定されている首長選挙は以下のとおりです。

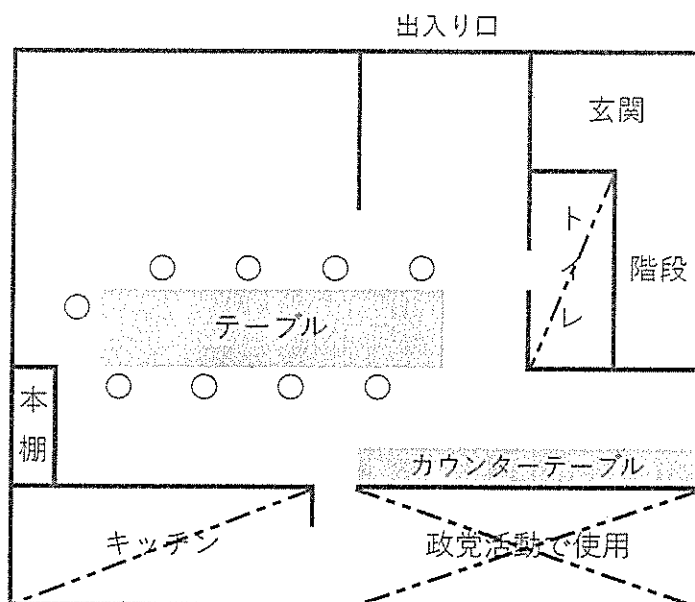
- ・三宅町長選挙（7月2日告示・7月7日投開票）
- ・川上村長選挙（7月2日告示・7月7日投開票）
- ・葛城市長選挙（10月30日任期満了）
- ・下市町長選挙（11月26日任期満了）
- ・高取町長選挙（11月5日告示・11月10日投開票）
- ・上北山村長選挙（12月22日任期満了）
- ・王寺町長選挙（2025年2月27日任期満了）
- ・上牧町長選挙（2025年3月22日任期満了）

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所：平群町椿井 600-1 電話：070-1766-1555 延べ床面積 99.37 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☐ 後援会の事務所 ☒ 政党事務所 ☐ その他（ ）
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 99.37 m ² (a) うち政務活動使用面積 71.58 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 71.58 / 99.37 → 按分率 70 %
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 70 % (按分率の考え方：面積按分)
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 70 % (按分率の考え方：事務所賃借料と同率按分)
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。



奥のスペースを政党活動で使用 政務活動費への充当率 100%
したがって面積にして 18% 使用

キッチンスペース 政務活動費への充当率 50%
したがって面積にして 9% 使用

トイレ 政務活動費への充当率 50%
したがって面積にして 3% 使用

よって政務活動費への充当率 70% 69,300 を充当

添付書類 (綾山晃住宅 HP から物件データ

小林誠 事務所費充当率根拠



① トイレ	女子トイレ	$140\text{ cm} \times 78\text{ cm} = 10,920$
	男子トイレ	$170\text{ cm} \times 138\text{ cm} = 23,460$ (手洗い場合む)
② 通路		$670\text{ cm} \times 100\text{ cm} = 67,000$
③ 台所		$300\text{ cm} \times 260\text{ cm} = 78,000$
④ 応接室		$460\text{ cm} \times 214\text{ cm} = 98,440$
合計共有スペース		$= 277,820$

事務所全体面積 99.37 m^2 = 共有スペース 27.78 m^2 + 政務活動使用面積 71.58 m^2
(三晃不動産資料参考)

政務活動使用面積 71.59 m^2 / 事務所全体面積 $99.39\text{ m}^2 = 72.04\%$

賃貸借契約書

貸主 [] (以下甲という) 借主 小松 誠 (以下乙という) との間に貸室賃貸借に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (貸室)

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名 称 椿井店舗
所 在 地 奈良県生駒郡平群町椿井 600-1
構 造 木造
賃貸借部分 1

第2条 (使用目的)

乙は貸室を乙の (事務所) の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は令和元年8月19日から令和3年8月18日までの満2年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の参ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に2年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。
この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、参ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の貸室に対し、次のとおり定める。
月額金 90,000 円也 (消費税別途必要)
- (2) 乙は毎月 末 日までに翌月分を甲の指定する金融機関に振込み支払うものとする。
但し、賃料が参ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不相当となったときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに応じるものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。
月額 無し
の為下記イ～までの負担は無しとする。
(イ) 共用部分の光熱費

- (ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
- (ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
- (ニ) 共用部分の保全費
- (ホ) 共用部分の保安警備費
- (ヘ) その他の必要経費

(2) 乙の貸室内で使用了た電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。

(3) 前項の賃料にかかわる規定は費用についても準用されるものとする。

第7条 (保証金)

(1) 乙は保証金として、下記の金額を甲に預けるものとする。

保証金 金0円也

尚、保証金には利息を附さない。

(2) 乙の申し出により本契約を解約するとき、第16条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は保証金から金0円を差し引き残額を乙に返還するものとする。

(3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを保証金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は保証金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。

(4) 乙は保証金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。

(5) 本契約が終了し、乙が貸室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後に、甲は保証金を第2項により差し引いた後乙に返還する。

(6) 甲の責に帰するべき事由による場合又は乙が第4条第1項による甲の一方的事由により本契約が終了した場合は、第2項の規定にかかわらず保証金全額を乙に返還する。

第8条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。
- (ハ) 貸室内に夜間宿直その他の名目にて寝泊りさせる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 貸室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第9条 (修理費の負担区分)

(1) 建物の本体及び甲所有の諸造作の大修理は甲がこれを行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理(塗装替を含む)は、乙の負担とする。

(2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第10条 (原状変更)

(1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て原状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。

(2) 貸室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、掲示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得

なければならない。

万一甲に無断で上記に違反し、取り付けた場合、甲は乙の承諾なしに破棄しても乙は異議ないものとする。(諸費用は乙の負担とする)。

- (5) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行いその都度甲の承諾を得なければならない。

第11条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第12条 (免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改造等の工事による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制約に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃借人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第13条 (立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。

非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第14条 (延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4銭の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

第15条 (契約の消滅)

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条 (契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮借料、仮処分、強制執行を受けもしくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき。更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもって取居し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げに復してこれを甲に明渡すものとする。
なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。
但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。
この場合において乙が遅滞なく原状回復の処理をとらなかったときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (造作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないことはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

第19条 (届出事項)

乙に下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (扉鍵の貸与)

- (1) 甲は賃貸借室の扉1ヶ所につき、扉鍵1個を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の扉につき2個以上の扉鍵を必要とするときは、書をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は扉鍵を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に鍵交換代を負担して、甲に扉鍵の再交付を請求するものとする。
- (4) 乙は複製した扉鍵又は紛失した扉鍵に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (動物飼育の禁止)

乙は賃貸借物件内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第24条 (反社会的勢力ではないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成8年法律第77号) 第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう) が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第25条 (追加条項)

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起こり、迷惑を及ぼしたるときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけないこと。
- (2) 乙は柱看板及び建物内外部にかける社名表示板の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、消防署の指導要項を受け、法令条例等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、甲指定の店誌総合保険に加入の事。
- (6) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。
- (7) 契約物件に対する通常小修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は甲の負担とする。
- (10) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (11) 乙は契約時、甲に礼金100,000円を支払うものとする。
- (12) 業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (13) 本店舗内の設備については原状渡しとする為、入居中の故障修理・撤去については借主にて対処のこと。(エアコン、照明、ウォシュレット、冷蔵庫等)
- (14) 電気、ガス、水道の毎月の支払いに関しては甲と相談の上、家賃と共に支払うものとする。
- (15) 退去時日割計算は行わないものとする。
- (16) 浄化槽の汲取費用に関しては甲と折半にて支払うものとする。
- (17) 家賃には敷地内駐車場6台分の料金を含むものとする。
- (18) 消費税及び地方消費税は、消費税法 第29条及び地方税法の改正により税率が変更になる場合があります。以上

振込口座

奈良信用金庫

口座番号

名義

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について前記のとおり賃貸借契約を締結したことを証
するため、本契約書式通を作成し、記名捺印の上、各自その巻通を保有する。

合
計

年 月 日

貸主（甲） 住 所

氏 名

TEL

借主（乙） 住 所

氏 名

TEL

連帯保証人 住 所

氏 名

TEL

連帯保証人 住 所

氏 名

TEL

仲介人 免許証番号

本 店

支店

法令で定める使用人
宅地建物取引主任者

担当営業員

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名： 住所： 電話番号：
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③ 雇用期間	2024年4月1日～2025年 3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料（賃金）	1200円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☒ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（3時間）／政務活動（3時間）＋その他業務（5時間） 3時間／6時間 → 按分率 1／2 ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ ）日／政務活動（ ）日＋その他業務（ ）日 → 按分率 ／ ☐ 職務内容による場合（ ） → 按分率 ／
⑦ 添付書類	☐ 無 ☐ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日																																				
氏名																																						
現住所	電話:																																					
下記の条件で契約します。																																						
雇用期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで																																					
雇用形態	正規職員 ☒ パートタイム ☐ 派遣職員 ☐ その他 (☐)																																					
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所																																					
仕事内容	政務活動に係る補助及び政務活動に係る事務。																																					
就業時間 (休憩時間)	09:00から16:00のうち7時間 (休憩1時間)																																					
休日	年末及び年始その他																																					
休暇	年次有給休暇 無 その他特別休暇 (無)																																					
賃金	<table><tr><td>基本賃金</td><td>月給</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>日給</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>時間給</td><td>1200円</td></tr><tr><td>諸手当</td><td>通勤手当</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>手当</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>手当</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="3">賃金締切日 (毎月 31日)</td></tr><tr><td colspan="3">賃金支払日 (毎月 5日)</td></tr><tr><td colspan="3">賃金の支払方法 (☐ 振込払い ☒)</td></tr><tr><td colspan="3">賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険)</td></tr><tr><td>昇給</td><td>☒ 無</td><td></td></tr><tr><td>賞与</td><td>☒ 無</td><td></td></tr></table>		基本賃金	月給	円		日給	円		時間給	1200円	諸手当	通勤手当	円		手当	円		手当	円	賃金締切日 (毎月 31日)			賃金支払日 (毎月 5日)			賃金の支払方法 (☐ 振込払い ☒)			賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険)			昇給	☒ 無		賞与	☒ 無	
基本賃金	月給	円																																				
	日給	円																																				
	時間給	1200円																																				
諸手当	通勤手当	円																																				
	手当	円																																				
	手当	円																																				
賃金締切日 (毎月 31日)																																						
賃金支払日 (毎月 5日)																																						
賃金の支払方法 (☐ 振込払い ☒)																																						
賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険)																																						
昇給	☒ 無																																					
賞与	☒ 無																																					
各種社会保険	☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☒ その他																																					
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。																																						
2024年 4月 1日																																						
雇用者 小林 誠																																						
被雇用者																																						

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2021年 4月1日
教 H 教 時 時 時 休 深					
働 働 間 間 間 日 夜					
働 働 働 働 働					
給 本 給 外 手 当 給 外 手					

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。